

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1	令和6年6月24日	令和6年12月16日		<p>企業や個人が、登記申請をしようにも、登記所(法務局)側が、本人申請を渋り、司法書士を過ぎない登記できないシステムになっている。特に銀行側は審査が厳しく、本人申請も審査の厳格化から司法書士を過ぎない本人申請を求めているが登記所側の拒否もあっている。その結果、司法書士に経路をたよること、日本国民は毎年2千億円の国家的損害を受けている。登記所を独立法人化して登記行政手続を簡便化する必要がある。(司法書士が日本経済の阻害要因になっている。河田首相 昭39年の政府の行政改革)</p>	<p>登記所を独立法人化をすれば、登記行政手続が簡素化され、司法書士に流れる手数料が異なる。国家的利益が2千億円となる。昭和38年に政府の行政改革会議が司法書士制度の廃止を内閣に指示したが司法書士の登記事務参入で銀行等が登記複雑化で損害を受けている。(東京高裁判決平成11年11月29日判決【本来の司法書士の職域に登記業務は一切含まれていない】)</p> <p>司法書士は、本来は特約(司法)手続をこなす仕事であり、行政手続(登記)をその職業ではないから【目的外使用され、司法書士の登記業務を全廃しても、本案の裁判事務がのこるから、司法書士制度にとっても好ましい。】</p> <p>特に銀行側は、子会社による登記受任を望み、司法書士を自由で持っている。外国、特に米国でもかつては、solicitor制度で使っていたが、サッチャー元首相の大改革で、今は銀行自身で担当登記のみならず外部の相続登記も積極的に受任してsolicitorの登記業務は、現在、廃止されている。</p> <p>本案、訴訟の専門家である司法書士が、法曹界の柱である登記業者に強制され国が訴訟の担い手となり司法制度が機能不全に陥り、登記機構が膨大な複雑化し日本経済や社会制度にダメージをあたえている。昭和39年臨時行政改革調査会の内閣での指示書どおりの司法書士の登記業務廃止の実現を求める。</p>	個人	法務省	<p>司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命としています。</p>	<p>司法書士法(昭和25年法律第197号)第1条、第3条</p>	対応不可	<p>法務局の所掌する登記事務は、国民の権利関係に密接に関係するものであり、全国統一した運用を確保するため、国が担う必要があることから、登記所を独立行政法人化することは困難です。</p> <p>国民の権利を擁護するには、制度の概要欄に記載の法律事務を適正かつ円滑に行うことが不可欠であるところ、国民にとっては、自らこれを適切に行うには困難を伴う場合があります。そこで、司法書士法は、これらの法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会を形成することを使命とする司法書士の制度を定め、その業務の適正化を図っており、国民がこの司法書士制度を利用することによって、その権利の擁護を図ると可能としています。</p> <p>したがって、御提案のように司法書士の登記業務を廃止することは相当ではありません。</p>
2	令和6年6月24日	令和6年7月19日	国立大学附属学校における授業料以外に必要とする費用の公開について	<p>全国にある7国立大学附属学校に対して、省令や規則で授業料以外で徴収する費用の公開を義務付ける。通学に必要な費用の概算や用途について、必要を確保している保護者への情報提供を行い、透明化を図る。</p>	<p>平成16年文部科学省令第16号、国立大学等の授業料その他費用に関する省令で、授業料や検定料について定められている。現在、義務教育の授業料は徴収されていない。教育費、生徒会費、教材費、後援会費等の様々な費用が必要であるが、ホームページ等でこれらの費用に関する情報が公開されていない学校が多く、入学時の配布資料で初めて判明することもある。それに加えて、任意加入などの強制加入であるのか不明な費への入会、入金金などの負担を求められることがある。必要な費用等の概算や用途を学校のホームページ等で事前に公開していない、不透明な体制の国立大学附属学校が存在する。</p> <p>保護者に対して、全体の費用の概算が事前に公表されている方が好ましいという前に、学校が正当に公表すべきあり、省令や規則で公開を義務付けるべきではないか、国立大学附属学校は私立学校と比べて、高い透明性と情報提供を求められるのは当然であり、全ての国立大学附属学校で実施されるべきである。</p>	個人	文部科学省	<p>学校教育法第43条、49条、48条の8、82条、70条、82条において、学校における積極的な情報提供について定められておりますが、これら又又は学校からの情報提供の必要性・重要性を理念的に規定したものであり、具体的な情報提供の内容はそれぞれの学校や地域の状況に応じて、各学校で判断するべきものとされております。</p> <p>国立大学法人が徴収する費用については、各国立大学法人において、関係法令等を踏まえた対応を行っているところで、国立大学法人が自ら規定として定める国立大学法人ガバナンスコードにおいては、その原則4-11において「法令に基づき情報公開の機微、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められています。</p> <p>法「大学」については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第3号において「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること」の情報公表が義務づけられております。</p>	<p>学校教育法 国立大学等の授業料その他費用に関する省令</p>	その他	<p>国立大学等の授業料その他費用に関する省令を含む現行の法令等では各国立大学法人に対して情報の公開を義務付ける制度は設けられておらず、各学校で判断するものとして、省令、附属学校における費用に関する情報の公開については、今後とも各国立大学法人の権限と責任の下で判断した上で対応していくものとなりますが、国立大学法人が自ら規定として定める国立大学法人ガバナンスコードにおいては、その原則4-11において「法令に基づく情報公開の機微、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められているところです。</p>
3	令和6年6月24日	令和6年7月19日	文書閲覧窓口制度	「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づき、文書閲覧窓口制度を廃止すべき。	<p>デジタルの時代に、各行政機関の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、情報を集めた文書閲覧窓口を設けるのは時代錯誤、ホームページの充実で、対応者への丁寧な対応で問題ないです。</p>	個人	総務省	<p>文書閲覧窓口制度については、「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づき、その整備・充実を図ってきたところ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号、以下「情報公開法」という。)の施行を踏まえ、「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議申合せ)に基づき、情報公開法40条(現、第4条)に規定する行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るための施策の一環として、各行政機関(人事及び会計検査院を除く。)の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、目録を備えた文書閲覧窓口を設け、国民の利用の便に供することとされているので。</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第24条 「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解) 「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議申合せ)</p>	対応不可	<p>制度の現状欄に記載のとおり、文書閲覧窓口制度は情報公開法第24条に規定する「行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るための施策」の一環として設けられており、同条においては、行政機関の保有する情報が適時適切な方法で国民に提供されるよう、施策の充実に努めることとされています。</p> <p>情報提供施策の充実のためには、御指摘のホームページの充実を含め、様々な施策が考えられること、文書閲覧窓口についても、対象者によっては、例えばインターネットを利用できる環境にない等の理由により、直接往訪する方が利便な場合もあると考えられ、国民として利用の便に供する施策の一つとして必要があることから、廃止することは適当でないと考えます。</p>
4	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240406ST222(3)改正不動産登記規則を改正する05/旧姓/現在登記名義人1人1個にする	<p>不動産登記規則第158条の34第1項は、所有権登記簿に「その一の旧姓」が記載される。一方、変更事項については、旧姓の事項が抹消される不動産登記では、旧の意味と字音を登録方法も可能である。/すでに旧姓が登記されている場合は「変更」と呼んでいないし、旧姓を更新する場合の抹消規定がない以上は変更前の旧姓は抹消されないはず。/しかしそうすると、所有権の登記名義人の識別性を向上させようという観点から、こうした措置も織り込んでいる【R6.3.法務大臣会見】しているのに、各持分について併記された旧姓が併合される。各持分の登記名義人の同一性がまず分らない。/「の不動産主(山田(佐藤)と山田(加藤)」が併記されている。同じ名前の各名義人のかつ書きを区別するが、旧姓で区別した別の人であると判断されるだろう。/したがって、最新以外の旧姓を抹消するか、すべての旧姓を書き換える手続にすべきである。/旧姓併記が任意である以上、過去の旧姓は履歴事項で過去の氏名を調べればいい。/これは「連絡名」ある旧姓を変更する場合はそれ以前の旧姓に遡るはずがないという制度設計とも整合的である。/すなわち、1人の登記名義人につき併記できる旧姓が1個だから「一の旧姓」であり、「一の旧姓」だから「当該登記簿に登録されている旧姓及び併記していた旧姓でなければならない」という判断が可能である。/省法書として契約書に併記された旧姓が効力がある旧姓という認識も、しれないが、現に効力がある登記名義人について抹消番号が付されていなければ「効力のある旧姓」ではないのか?</p>	<p>所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧姓を登記記録に登録するよう申し出ることができず(ただし、当該旧姓が登記されている氏と同一であるときは、この限りではありません。)、この申出をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧姓が併記されているときは、当該申出に係る旧姓は、当該登記記録に登録されている旧姓及び併記されていた旧姓でなければならない。また、登記記録に旧姓が併記されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧姓の記録を削除しない旨を申し出ることができず。登記官は、この申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に登録するとし、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧姓を抹消する番号を登録しなければならないとされています。</p> <p>(1)登記の目的 (2)申出の受付の年月日及び受付番号 (3)登記原因及びその日付 (4)所有権の登記名義人の氏名</p>	商業登記センター	法務省	<p>不動産登記規則第158条の34第1項、第2項、第158条の35第1項、第2項、第158条の36</p>	対応不可	<p>所有権の登記名義人の旧姓は、登記名義人による任意の申出があった場合にのみ併記されるものであり、広くても登記名義人の氏名を補正する事項であることを踏まえ、所有権の登記名義人に併記された旧姓については、所有権の登記名義人から変更又は終了の申出がされた場合のみ変更又は抹消することとされており、所有権の登記名義人の申出がない場合に旧姓の変更又は抹消を行うことは相当でないと考えます。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
5	令和6年6月24日	令和6年7月19日	ExcelフォーマットをMacで使用できない	出入国在留管理庁が作成している届出書(特定技能における「支援実態状況に係る届出書」)のExcelフォーマットについて、マクロを使用した機能が追加された。Macで届出書の作成ができなくなった。Linuxにまで対応してほしいと言わないが、Macは利用者が一定数いることから、行政機関が作成するフォーマットはすべて、Mac利用でも問題なく使えるようにしてほしい。	これまでMacで届出書を作成していたが、突然それができなくなり、著しい不利益を受けたため。	個人	法務省	なし	なし	検討を予定	「出入国在留管理庁電子届出システム」に関するQ & A(特定技能所属機関・登録支援機関届出用)(URL: https://www.moj.go.jp/isa/content/001344715.pdf)のQ5のとおり、一括申込用のExcelファイルについてはMicrosoft Excel 2016のバージョンを前提としております。MacにてExcelを御利用の場合、バージョンがMicrosoft Excel 2016 for Macとなりますので、動作の保証をしております。ツールが正常に使用できない原因として、様式の差し替えを行った令和6年3月29日以前の様式を使用されていることや、ソフトウェアがアップデートされていないことなども考えられます。今回いただいた御意見については今後の検討課題とさせていただきます。	
6	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240420ST37(1/3)改正不動産登記規則を改正する10/旧姓併記/旧姓併記終了の添付書類	旧姓併記の抹消申出を規定する不登録158条の36は第2項で、単独併記申出の158条の35の諸規定を準用しているけれど、旧姓を証する戸籍簿本を添付する項が除外されている。これどうやって本人確認するんですか? 赤の他人が抹消申出をして現在併記されている旧姓を使用済みにすれば、158条の35第2項より、単独併記としては当該旧姓を再度併記できない(なるのに)。158条の36は本人の申出抹消(158条の28)を準用していないし、職権抹消(158条の30)に至っては準用していないに、もともと申出権限のない者による申出は職権抹消の対象である。仮に本人は当該抹消申出が虚偽であることを証明できれば	一は抹消された旧姓を職権で回復するとしても、本人確認をしていない手続ではその証明も困難である。/免許証のコピーとか、簡易な本人確認方法があるだろ。/もし愉快犯さんが旧姓併記されてる不動産に片っ端から抹消申出をしていくと、防ぎようがない。/抹消手続の完了届は前住所通知のように本人へ送るものではなく、申出人に渡すだけ。/愉快犯さんなら足がつかないよう、郵送で申出をして窓口受取の完了届は放置するでしようね。/1件100円でできちゃう。/この矛盾を突き詰めれば、既存の規定をコピー&ペーストで作った今回の改正は既存の手続と同様の制度がないから応用が効かないため、想定外のリスクが発生したと推測する。/悪、添付書類が失窃で、誤、本人確認がされず。/参、お金がかからず。四、登記官の職権調査権限が広く、五、その手続は任意であるという条件を満たす制度は、他に不登記法はないのでは? 同様のリスクが可能で制度を他の法律から採れば、スルーカーさんによる虚偽の増築や、虚偽の転居届をして保証書で不動産詐欺を挙げることができる。/戸籍も住民票も、当初は本人確認手続がなく不正手続が容易だったけれど、そのセキュリティの甘さを突かれて社会問題になった結果、徐々に本人確認が制度化されていった歴史がある。/そして、今回の旧姓併記制度は昔ながらに基づいて、本人確認手続を省略している。/なぜ過去の失敗から学ばないのか? 現行制度は、本人の意思を尊重して手続を簡素化する(動的な利便性)と、本人の意思を尊重して虚偽の手続を防止すること(静的な安全性)との区別がつかない。/それなら抹消旧姓の再使用を認めるべきでしょ。	商業登記センター	法務省	不動産登記規則第158条の36	対応不可	所有権の登記名義人の旧姓は、登記名義人による任意の申出があった場合にのみ併記されるものであり、他くても登記名義人の氏名を補足する事項であることを踏まえ、旧姓の併記の終了に係る添付情報は、登記の申請に比して簡便なものとしており、添付情報を追加することは相当ではないと考えますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。		
7	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240420ST39(3/3)改正不動産登記規則を改正する12/国内連絡/国外連絡の抹消と汎用化	不登録158条の5は、国外に居住する所有者に国内連絡先の登記を義務付け、所有者の責任で新たな国内連絡先を登記させるべきである。/仮に国内連絡先である者が国外に転居した事実をもって登記を抹消しようとしたけれど所有者が連絡する場合は、添付書類が手続できないようにすべきである。/代わりの者が見つからなければ、どちらも「国内連絡先なし」にすればいい。/参、そもそも所有者への連絡手段を確保することが目的であるなら、国外に居住する所有者に限らず、すべての登記名義人について、電子メールアドレスを提出させるべきである。/政府がメールアドレスを開設し、本人確認をした者が所有する登録メールアドレスへ送信できるようにすれば、迷惑メール問題は起こらない。住所氏名を公開するプライバシー問題も生じない。四、国内連絡先という中途半端な制度を導入するなら、破産者に対する財産管理を登記すべきである。/政府は官報のネット公開については破産者のプライバシーを理由に期間制限しているけれど、不動産登記では間接無用に永久公開してしまふよ。/現行制度の主要登記として離れた順位番号で登録するよりも、破産した所有者に付記したほうが公示技術としても優れている。/五、同様、長期入院や服役中、認知症などの理由で第三者が不動産の管理や処分を委任されている場合は、任意に連絡先の登記をできるようにすべきである。/参から五をまとめると、限定された意味での「国内連絡先」として制度的に矛盾しない、制度趣旨からすれば、より一般化した形で「連絡先」とすべきである。	不登録158条の5は、国外に居住する所有者に国内連絡先の登記を義務付け、所有者の責任で新たな国内連絡先を登記させるべきである。/仮に国内連絡先である者が国外に転居した事実をもって登記を抹消しようとしたけれど所有者が連絡する場合は、添付書類が手続できないようにすべきである。/代わりの者が見つからなければ、どちらも「国内連絡先なし」にすればいい。/参、そもそも所有者への連絡手段を確保することが目的であるなら、国外に居住する所有者に限らず、すべての登記名義人について、電子メールアドレスを提出させるべきである。/政府がメールアドレスを開設し、本人確認をした者が所有する登録メールアドレスへ送信できるようにすれば、迷惑メール問題は起こらない。住所氏名を公開するプライバシー問題も生じない。四、国内連絡先という中途半端な制度を導入するなら、破産者に対する財産管理を登記すべきである。/政府は官報のネット公開については破産者のプライバシーを理由に期間制限しているけれど、不動産登記では間接無用に永久公開してしまふよ。/現行制度の主要登記として離れた順位番号で登録するよりも、破産した所有者に付記したほうが公示技術としても優れている。/五、同様、長期入院や服役中、認知症などの理由で第三者が不動産の管理や処分を委任されている場合は、任意に連絡先の登記をできるようにすべきである。/参から五をまとめると、限定された意味での「国内連絡先」として制度的に矛盾しない、制度趣旨からすれば、より一般化した形で「連絡先」とすべきである。	商業登記センター	法務省	不動産登記法第3条の2第1項第2号 不動産登記規則第158条の5 第156条の7第1項、第156条の8第1項及び第2項、第156条の9	対応不可	国内連絡先事項についての変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人又は国内連絡先となる者からの申請に基づいて行われるものであることを踏まえ、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所を国内住所へ変更又は更正する場合は、国内連絡先事項を職権で抹消することは相当ではないと考えますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。		
8	令和6年6月24日	令和6年7月19日	押印廃止	財務省はいまだに出張計画書に押印が必要であることを押印不要にするべき。	職員の出席のため、押印の必要性に乏しい。押印不要にすることで出出張計画書をペーパーレス化できる。	個人	財務省	なし	なし	現行制度下で対応可能	事務の効率化及び押印不要によるペーパーレス化の推進のため、システム(SEABIS)の利用拡大を推進して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
9	令和6年6月24日	令和6年7月19日	全国転勤のある職種について、地域手当を見直す。	国家公務員で定期的に全国転勤する職種について、給与格差を生じさせる地域手当の見直しを行い、給与面での均一化を行う。	地域手当は7級地に分かれており、3%~20%が加算されて支給される。一方、該当しない地域においては加算される支給がなく、同じ役職、同じ俸給表において最大20%程度の給与格差が生じることになり、同一労働同一賃金に反しているのではないかと懸念されている。職制によっては頻繁に全国転勤があり、異動先によって業務内容や役職が変化してきて、給与が大きく変動することになり、生涯賃金に大きな差が生じる可能性がある。加えて、全国転勤のある職種は遠隔地への定期的な人事異動があることが、受業者や子育て世代に不人気の理由ではないかと、理由のない格差は是正されるべきである。	個人	人事院	国家公務員の地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に国家公務員の給与に反映するため、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給される手当です。また、地域手当の支給割合が下がる地域に異動した職員に対しては、異動保障により地域手当の支給割合を2年間保障(1年目は異動前の100%、2年目は80%)しております。さらに、定期的に全国転勤する職員につきましては、広域異動手当により賃金水準の調整を行っており、異動期間に応じて最終給与の最大10%の手当を支給しているところです。なお、広域異動手当につきましては、地域手当が支給されない地域間を異動した場合であっても支給されます。	一般職の職員の給与に関する法律第11条の3~第11条の8、人事院規則9-49、人事院規則9-121	検討に着手	地域における民間賃金水準の差を反映させるため、地域手当によって、国家公務員の給与に一定の差を設けることは適当と考えております。一方、現行の地域手当制度においては、地域手当の支給割合は市町村を単位として決定していることにより、近隣の市町村との間で不均衡が生じているとの意見があることなども踏まえ、現行の民間賃金水準の反応と併せ、各地区分の設定を広域化するなどを検討しており、本年夏の勧告に向けて立案作業を進めています。	
10	令和6年6月24日	令和6年12月16日	240427ST40(1)/31/3万円以上の印紙納付で事前照会を不要にする。会社設立ならいいの？	登録免許税の額が30,000円以下であるなどの場合には、その登録免許税の額に相当する金の収入印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することも認められています。上記説明している、しかし実際には、登録免許税額にかかわらず印紙納付が認められており、法務局の窓口で納付方法を質問すれば、「収入印紙を購入して貼ってください」と回答されるだろう。この矛盾を解消するため1万円制限を撤廃すべきである。	一とと縦割り110番に提案したところ、法務省は「登録免許税の納入方法の原則は現金納付であり、例外として一定条件のもと印紙納付が認められているものであり、対応は困難です。」(R6行政改革26)と回答した。しかし、どのような説明により印紙納付が原則である案は変わらない。すなわち、法務局からの教示を録音するなど、事前照会としての証拠を残しておくなければ、申請期間で3万円以上の印紙納付は受取を拒否される可能性がある。申請書の提出があった場合は直ちに受付手続をし(不動産登記事務取扱手続規則31条、商業登記等事務取扱手続規則40条1項)、受付をした場合には直ちに清算処理する(不動産登記126条1項、商業登記45条1項)から、手続には印紙の金額にかかわらず直ちに納付処理がされるはず、3万円以上の印紙納付も事実上拒否できないはずであるが、法務省はこれを認めない。3万円以上の印紙納付は「対応不可」であるというは、受付段階で審査して、受付手続を拒否するというところでつかしめ、しかしその一方で、法務省が公開する「株式会社設立登記申請書記載例(PDF)」には、登録免許税の説明として「…15万円に満たない場合には、15万円になります。…収入印紙又は領収証書で納付します。」とある。/>会社設立促進は国策だから、例外として一定条件のもと印紙納付が認められているんですか?/>不動産登記申請書記載例にも、Q&Aある3万円制限の説明がない。/>説明が矛盾している。/>行政手続の透明性と公平性はいさへ?/>法務局への事前照会なしで、すべての申請人に対して3万円以上の印紙納付を認めるべきである。	商業登記センター	法務省	登記を受ける者は、当該登記について課税されるべき登録免許税の額が3万円以下である場合その地政令で定める場合には、登録免許税額に相当する額の印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することにより、納付することができるとされています。	登録免許税法(昭和42年法律35号)第21条、第22条	現行制度下で対応可能	登録免許税は現金納付を原則としていますが、申請人の都合や利便性などを考慮して、全ての登記所において、登録免許税法第22条および登録免許税法施行令第29条に基づき印紙納付も認めているものと承知しています。	
11	令和6年6月24日	令和6年7月19日	補助金交付停止基準の運用統一	各府省の補助金交付停止基準の運用はバラバラで、同じような補助金不正受給でも処分内容が甘いもの、厳しいものとの差が出ている。この処分差は同一省内内でも出ており、国民に不信感を抱かせるものになっている。典型例は経済産業省である。経済産業省は、2023年12月に補助金約242万円を不正受給した団体を18か月間の補助金交付停止処分したが、2021年6月に補助金約58万円を不正受給した団体の数まで減らしてきている。通常の国民感覚では、補助金の不正受給額が倍以上の団体がなぜ交付停止にならないのか、特別な配慮・忖度があったのではないかと疑念を抱くのが当たり前である。また、不正受給をした者に対し、何らかの働きかけをすれば処分内容が軽くなるのではないかと、更なる不正行為を誘発することになる。このような疑念が今後生じることのないよう、補助金交付停止処分の方を各府省任せにするのではなく、例えば、補助金適正化法を所管する財務省が処分内容を確認する、各府省の補助金交付停止処分が甘いものがあったかを会計検査院が確認する仕組みをつくるなど運用の統一を図るべきである。	各府省の補助金交付停止基準の運用はバラバラで、同じような補助金不正受給でも処分内容が甘いもの、厳しいものとの差が出ている。この処分差は同一省内内でも出ており、国民に不信感を抱かせるものになっている。典型例は経済産業省である。経済産業省は、2023年12月に補助金約242万円を不正受給した団体を18か月間の補助金交付停止処分したが、2021年6月に補助金約58万円を不正受給した団体の数まで減らしてきている。通常の国民感覚では、補助金の不正受給額が倍以上の団体がなぜ交付停止にならないのか、特別な配慮・忖度があったのではないかと疑念を抱くのが当たり前である。また、不正受給をした者に対し、何らかの働きかけをすれば処分内容が軽くなるのではないかと、更なる不正行為を誘発することになる。このような疑念が今後生じることのないよう、補助金交付停止処分の方を各府省任せにするのではなく、例えば、補助金適正化法を所管する財務省が処分内容を確認する、各府省の補助金交付停止処分が甘いものがあったかを会計検査院が確認する仕組みをつくるなど運用の統一を図るべきである。	個人	財務省 経済産業省	各省各庁の長は、その所管の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第百七十九号。以下「法」という。))第9条第1項。こととされており、補助金等の執行は各省各庁の長において適切に判断すべきこととされています。従って、補助金交付停止基準については、それぞれの補助金等を所管する各省各庁において法の趣旨、目的を踏まえ、適切に策定されているものと承知しています。また、経済産業省における補助金交付等停止措置については、「経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領」(以下「要領」という。))に規定する措置要件に該当する行為を行った事業者に対して措置を行っております。御指摘の案件を含め、措置の内容については、要領において事業類型ごとに定められている範囲の中で、当該行為の性質・規模や事業の重大性、社会的影響の大きさ等の観点から状況に応じて総合的に判断しているものになります。	経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、また、補助金等はきわめて多種多様にわたることから、財務省において、統一の基準を設けることは困難です。	
12	令和6年6月24日	令和6年11月13日	行政改革ホットラインの提案に対する返答についてもレビューする	現状では、規制改革ホットラインについては、提案事項に対する各省庁の返答については、必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行っている。これに対し、行政改革ホットラインでは同じような取り組みが行われている明確な形がない。これを改め、行政改革ホットラインでも同様に提案された内容について、行政改革推進会議や関連する会議でレビューして、各省庁が対応不可とした案件でも必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行ったかどうか。	規制改革ホットラインについては、提案事項に対する各省庁の返答については、必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行っている。これに対し、行政改革ホットラインでは同じような取り組みが行われている明確な形がない。これを改め、行政改革ホットラインでも同様に提案された内容について、行政改革推進会議や関連する会議でレビューして、各省庁が対応不可とした案件でも必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行ったかどうか。	個人	内閣府 内閣府	内閣府規制改革推進室及び内閣府行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」を設置し、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案を受け付けています。規制改革に関する提案及び回答の取扱いについては、規制改革推進会議の決定に基づき、各ワーキング・グループに報告を行い、再検討要請事項など処理方針の決定を行っています。	なし	その他	行政改革ホットラインについては、規制改革推進会議の各ワーキング・グループに該当する権が存在しないため、そのような場において処理方針の検討を行うことはしていませんが、国民本位で、時代に即した合理的かつ効果的な行政を実現するため、所管省庁において前向きな検討をしていただくとも分かりやすい回答となるよう要請してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多岐選択式で回答するものの正解数の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選びマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解は確定しているはずである。</p> <p>従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解数を公表することを提案する。</p> <p>試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に対し上記を行うことを検討させることを求める。</p>	<p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解数は確定している。試験日の翌日に正解数を公表することは十分に可能であり、実際は試験日の翌日などに速やかに正解数を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日や結果発表日まで、正解数を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日や結果発表日まで正解数を公開しない場合、発表日に公開した正解数が明らかに不相当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要となるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘で初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>假令、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解数を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日より事務処理のコスト削減につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解数を公開しない試験においては、正解数と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解数は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解数を公開しない試験においては、正解数と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解数は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	個人	<p>【金融庁】 公認会計士試験 (公認会計士試験) 公認会計士試験のうち短答式試験はマークシート方式により実施しています。正解の公表は合格発表日に併せて公認会計士・監査審査ウェブサイト上で行っています。公認会計士試験の試験問題については、試験日前に公認会計士試験委員による確認を行い、試験日以後は、試験の実施に関し出題範囲の検討などを行う公認会計士試験実施検討小委員会メンバーが検証を行うほか、受験予備校が行う解答速報等を含めた関係者の反応も参考に精査を行っています。このように正解を期した上で採点を行い合格を決定していることから、試験日翌日に速ちに解答を公表するよりも事務処理及びコストが発生しない対応がとられており、ご提案の趣旨に即したものであると考えられます。なお、公認会計士試験において試験問題に不備があった場合は、合格発表と併せて必ずその旨の公表を行っています。</p> <p>【貸金業務取扱主任者資格試験】 貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の正解数の公表は、試験合格者の発表と同日に実施しています。</p> <p>【金融庁】 ごども家庭庁 ごども家庭庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験) 保育士試験については、児童福祉法により都道府県知事が行うこととされており、保育士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)は、適正かつ確実に実施することができると思られるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができるものとされています。このため試験に関する具体的な事務の進め方については、実施主体である都道府県及び指定試験機関において検討されています。</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 司法試験においては、原則として短答式試験成績発表時に、司法試験予備試験においては、短答式試験合格発表時に、それぞれ短答式試験の正答数を公表しています。</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関士試験における試験の採点は、通関業法第27条の規定に基づき財務大臣が委嘱した試験委員が行うこととされています。なお、通関士試験においては、試験実施後、試験委員による採点を経たずして、合格発表と同日で正解を公表しております。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 公認心理師国家試験については、公認心理師法(平成27年法律第68号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(一般財団法人)公認心理師試験研修センターにおいて、公認心理師国家試験の実施に関する事務(心理師試験事務とします。)の全てを実施しています。本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>	<p>【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可</p> <p>【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可</p> <p>【金融庁】 (公認会計士試験) (貸金業務取扱主任者資格試験) 検討予定なし</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験) 対応不可</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) なし</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関業法第27条</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) なし</p>	<p>【金融庁】 (公認会計士試験) 制度の現状欄に記載のとおり、解答については十分に精査を行ったうえで公表しております。精査を行わないまま正答を公表すると、却って受験者に混乱をもたらし、それに対する問い合わせ等が増加し、事務処理コストが増大することになります。</p> <p>(貸金業務取扱主任者資格試験) 法令等及び貸金業務取扱主任者資格試験を実施する日本貸金業協会が定める試験事務規程においては正解数の公表時期に関する明確な規定はなく、委託先等と調整のうえ、正解数に関する公表情報の取扱方式や問合せ窓口対応などの運用を見直しにより、試験日の翌日に正解数を公表する対応は可能と考えます。</p> <p>ただし、令和6年度の試験(令和6年11月17日実施予定)の正解数の公表については、試験合格者の発表と同日の令和7年11月10日である旨公表済みのため、日本貸金業協会においては、令和7年度の試験からの正答数公表の前倒しについて検討してまいります。</p> <p>【ごども家庭庁】(保育士試験) 保育士試験の実施に関する具体的な事務の進め方については、各都道府県及び指定試験機関において決定しているため、国が対応することは困難です。</p> <p>【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 試験の適正な運営に支障が生じるおそれがあることから、現状よりも早い時期における正答数の公開はできません。</p> <p>【財務省】(通関士試験) 通関士試験における試験の採点は、通関業法の規定に基づき試験委員が行うこととされており、正確性を期するために、試験日以後、試験委員による再度の正答の精査を経て、採点・合格基準の決定を行っております。</p> <p>この再度の精査を行わずに正答を公表することは、却って受験者等に混乱をもたらし、それに対する問合せ等が増加し、事務処理及びコストが増大するおそれがあるものと思料することから、対応は困難です。</p> <p>【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 心理師試験事務については、制度の現状欄に記載のとおり全ての試験事務を指定試験機関が実施しています。当該試験においては、試験実施後、改めて正答・誤答の精査を行い、当該年度の合格基準を決定の上、正答を公表しており、行政改革推進本部事務局の指摘を踏まえ、現在は試験実施からおよそ1カ月(約20営業日)で公表することとしております。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日		<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選びマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するもの正解肢の迅速な公開</p> <p>このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体にに対し上記を行うことを検討させることを求める。</p>	<p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているため、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実施は試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)</p> <p>しかしながら、合格発表日と結果発表日まで、正解肢を公開しない試験も数多く存在する。(社会福祉士試験、司法試験、司法書士試験、一級建築士学科試験等)</p> <p>後者のように合格発表日と結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)</p> <p>このように外部の指摘を初めで不備に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>仮に、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日等まで正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われる。適切な発表により事務処理のコスト削減につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>理案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	<p>金融庁 こども家庭庁 法務省 文科科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省</p>	<p>【厚生労働省】 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士に係る国家試験) 上記の国家試験においては、試験実施後、有識者による会議において、問題内容の妥当性について話し、受までになかった問題については採点対象から除外する等の取扱いをする仕組みが既に設けられています。 上記検討を経てから合格発表を行うため、国家試験は合格発表の時期と合わせて正答肢を公表することとしています。 なお、本会議での検討前に、問題作成時の正答肢を公表することした場合、不適切問題があった際に、受験者に自己採点による点数の計算上の混乱を招き、それに伴う受験者からの個別照会等、合格発表までのわずかの間に過剰な労力が発生します。</p> <p>(製菓衛生師試験、調理師試験) 製菓衛生師及び調理師試験実施主体は都道府県であり、正答肢の公表について、国が決定・実施しているものではありません。</p> <p>(管理栄養士国家試験) 管理栄養士国家試験においては、試験実施後、各問題の選択肢の選択状況を踏まえ、問題の適切性を多重に確認・判定する会議を行っております。 仮に、当該会議での検討を行わずに、問題作成時の正答肢をそのまま公表することとした場合、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応に労力が必要となるおそれがあります。 上記理由により、管理栄養士国家試験においては合格発表日と同日に正答肢を公表することとしています。</p> <p>(理容師試験、美容師試験) 理容師試験及び美容師試験に係る試験事務については、理容師法(昭和22年法律第234号)第4条の2第1項及び美容師法(昭和32年法律第103号)第4条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)理容師美容師試験センターが実施しています。 理容師試験及び美容師試験では、筆記試験終了後に、筆記試験の結果を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPにおいて公表しており、筆記試験の正解肢についても併せて公表しています。</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 建築物環境衛生管理技術者試験に係る試験事務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第8条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)日本建築衛生管理教育センターが実施しています。 建築物環境衛生管理技術者試験では、筆記試験の結果を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPにおいて公表しており、筆記試験の正解肢についても併せて公表しています。</p> <p>(薬剤師国家試験) 薬剤師国家試験においては、試験実施後、問題内容の妥当性について確認する会議を行っております。 仮に、当該会議での検討前に、問題作成時の正答肢をそのまま公表することとした場合、不適切問題があった際に、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応コストが発生します。 上記理由により、薬剤師国家試験においては合格発表日と同日に正答肢を公表することとしています。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験の正答については、全国社会保険労務士連合会試験センターの社会保険労務士試験専用サイトに、合格発表日に公表を行っております。</p> <p>(安衛法関係免許試験) 試験の正答については、安全衛生技術試験協会の専用サイトにて、試験実施後、公表可能な試験問題の回答を速やかに公表を行っております。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験) 社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験については、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和52年法律第30号)「士士法」と略します。)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(公益財団法人)社会福祉振興・試験センター(「試験センター」と略します。)において、両国家試験の実施に関する事務(以下「士士・介士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。両試験ともにマークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p> <p>(精神保健福祉士国家試験) 精神保健福祉士国家試験については、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(公財)精神保健福祉士国家試験の実施に関する事務(「精士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。 本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>	<p>【厚生労働省】 (理容師試験、美容師試験) 理容師法第3条第2項及び第4条の2第1項</p> <p>(美容師試験) 美容師法第4条第2項及び第4条の2第1項</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第8条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)日本建築衛生管理教育センターが実施しています。</p> <p>(社会保険労務士試験) 社会保険労務士法(昭和52年法律第30号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(公益財団法人)社会福祉振興・試験センター(「試験センター」と略します。)において、両国家試験の実施に関する事務(以下「士士・介士試験事務」と略します。)の全てを実施しています。</p> <p>(上記以外の資格試験)対応不可</p>	<p>【厚生労働省】 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士に係る国家試験、製菓衛生師試験、調理師試験、管理栄養士国家試験) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【厚生労働省】 (理容師試験、美容師試験、建築物環境衛生管理技術者試験) 理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定することとしています。 仮に、適正性の確認・判定前に試験問題作成時の正答肢をそのまま公表し、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあるため、理容師試験、美容師試験及び建築物環境衛生管理技術者試験では合格発表日と同日に正答肢を公表することとしています。</p> <p>(薬剤師国家試験) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験日後、速やかに正答を公表することについて検討し、「可能」との結論が得られた場合には、できる限り早期に対応してまいります。</p> <p>(上記以外の資格試験)対応不可 (労働法関係免許試験) 労働安全衛生法の免許では、試験実施後、試験問題の選択肢の回答状況を踏まえ、当該試験問題の適正性を確認・判定することとしています。 仮に、適正性の確認・判定前に試験問題作成時の正答肢をそのまま公表し、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招くおそれがあることから、対応困難です。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験) 士士・介士試験事務及び精士試験事務については、制度の現状欄に記載のとおり全ての試験事務を指定試験機関が実施しています。 当該試験においては、試験実施後、改めて正答・採管の精査を行い、当該年度の合格基準を決定の上、正答を公表しており、行政改革推進本部事務局指摘を踏まえ、現在は試験実施からおよそ1カ月(約20営業日)で公表することとしています。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するものの正解肢の迅速な公開	<p>国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選びマークシートで回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。</p> <p>このように形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。</p> <p>従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。</p> <p>試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に上記を行うことを検討させることを求める。</p>	<p>マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているため、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、社会士試験等)</p> <p>後者のように合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不相当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年度の司法試験予備試験解答式試験)</p> <p>このように外部の指摘で初めて不慮に気づき追加合格などの対応をとるのは、事務処理及びコストの増大につながると思われる。</p> <p>従って、合格発表日等を持たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開し、かつ、発表日までの段階で、外部からの指摘に対し、合格発表日等までには正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われる、適切な発表により事務処理のコスト削減につながると思われる。</p> <p>現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点を同時に発表するケースが多い。このように試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。</p> <p>提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。</p>	個人	<p>【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師国家試験については、正答肢を合格発表の翌日に公表しています。</p> <p>(愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師国家試験については、正答肢を合格発表日に公表しています。</p> <p>(土地改良機地土資格試験) 土地改良機地土資格試験におけるマークシート形式の試験(知識試験)については、「土地改良機地土資格試験事務処理要領(昭和48年8月9日付48構改第244号農林水産省構造改善局通知)」の別記「土地改良機地土資格試験受験案内」の5(3)において、「合格者の公表の際に、農林水産省ホームページにおいて…正解を公表します。」としており、合格者の公表の際にその正解を公表しています。</p> <p>(林業普及指導員資格試験) 林業普及指導員資格試験は、筆記試験及び後日に実施する口述試験により行っており、筆記試験のマークシート形式の問題及び解答は、公表時期を定めています。</p> <p>問題及び解答の公表は、マークシートの採点が完了後、問題ごとに選択肢の選択割合や正答率などを確認し、誤問、誤答の有無の分析を行い、採点を確定した上で筆記試験の合格通知の時期と併せて行っているところです。</p> <p>【国土交通省】 (管理業務主任者試験) 管理業務主任者試験は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第57条に基づき、管理業務主任者として必要な知識について、毎年1回以上、国土交通大臣が行うこととされており、同法第58条に基づき、国土交通大臣は、「指定試験機関」を指定し、その者に管理業務主任者試験の実施に関する事務を行わせることができるとされています。現在は、一般社団法人マンション管理業協会が、指定試験機関として試験を年1回実施しています。試験形式はマークシート方式を採用し、合格発表を併せて正答肢を公表しています。</p> <p>(浄化槽設備士試験) 浄化槽設備士試験は、学料試験(10問)と実地試験(3~4問)に分かれております。正答の発表については、試験問題の公表と併せて、試験の2日後に試験実施機関のホームページで行っておりますが、その対象は学料試験のみであり、実地試験の正答の発表は行われておりません。</p> <p>(給水装置工事主任技術者試験) 給水装置工事主任技術者試験は、合格発表日に正答番号一覧(解答)の公表を行っています。</p> <p>(マンション管理士試験) マークシート形式を採用し、合格発表と同時に正答肢を公開しています。</p> <p>(一級建築士試験) マークシート形式を採用し、合格発表日に解答を公開しています。</p> <p>(自動車整備士技能検定) マークシート形式を採用し、合格発表日に以降に解答を公表しています。</p> <p>(衛生管理者試験) 学料試験及び実地試験にて実施しており、短答式の学料試験の問題文は公開していますが解答については公開していません。</p> <p>(救命艇手試験) 学料試験及び実地試験にて実施しており、短答式の学料試験は正解肢を公表していません。</p> <p>(全国通訳案内士試験) 全国通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として毎年一回以上、観光庁長官が実施し、通訳案内士法第十一條に基づき、独立行政法人国際観光振興機構が試験事務を代行しています。</p> <p>(測量士・測量士補国家試験) 測量法及び関係法令に基づき、測量士としての専門的学識及び測量士補としての専門的技術有するかどうかを判定するため、毎年1回、全国で実施しており、測量士試験はマークシート方式と記述方式で、測量士補試験はマークシート方式で実施しています。</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) 正答番号の公表については、試験結果の発表時(試験日から1ヵ月後)に協会のホームページに2ヶ月間掲示します。また、協会機関誌「臭気」において掲載します。</p> <p>合否判定基準については、試験終了後の臭気判定士試験委員会において決定します。また、決定した合否判定基準は、受験者の合否通知に併せて、協会ホームページで公表します。</p> <p>参考：令和5年度の合否判定基準 (1) 総合得点率 70%以上 (2) 各科目別最低得点率 33%以上。ただし、「臭気指数等の測定業務」については、問 31~38の8題(A:文章問題)は 33%以上、問 39~44の6題(B:計算問題)は 66%以上</p> <p>(愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師国家試験については、正答肢を合格発表日に公表しています。</p> <p>(浄化槽管理士試験) 浄化槽管理士試験の正解肢は合格発表と同時に公表しています。正解肢は問題作成時に判明しております。</p>	<p>【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師法</p> <p>【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師法</p> <p>【農林水産省】 (愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師法</p> <p>【農林水産省】 (土地改良機地土資格試験) 愛玩動物看護師法</p> <p>【農林水産省】 (農林普及指導員資格試験) (林業普及指導員資格試験)なし</p> <p>【国土交通省】 (管理業務主任者試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条</p> <p>【国土交通省】 (浄化槽設備士試験) 浄化槽法第43条</p> <p>【国土交通省】 (給水装置工事主任技術者試験) 水道法第25条の2及び第25条の12</p> <p>【マンション管理士試験】 (マンション管理士試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条</p> <p>(一級建築士試験) 建築士法施行規則第16条</p> <p>(自動車整備士技能検定) 道路運送車両法第55条</p> <p>(衛生管理者試験) 船員法第82条の2第3項第1号</p> <p>(救命艇手試験) 船員に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9号</p> <p>(救命艇手試験) 船員法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号</p> <p>(全国通訳案内士試験) 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条</p> <p>(測量士・測量士補国家試験) 測量法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号</p> <p>(全国通訳案内士試験) 通訳案内士法第5条、第8条及び第11条</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) 測定法第50条及び第51条</p> <p>【環境省】 (愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師法第25条</p> <p>【環境省】 (浄化槽管理士試験) (浄化槽管理士試験)なし</p> <p>(愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師法</p> <p>(浄化槽管理士試験) 浄化槽法第46条等</p>	<p>【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師法</p> <p>【農林水産省】 (愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師法</p> <p>【農林水産省】 (土地改良機地土資格試験) (林業普及指導員資格試験)なし</p> <p>【国土交通省】 (管理業務主任者試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条</p> <p>【国土交通省】 (浄化槽設備士試験) 浄化槽法第43条</p> <p>【国土交通省】 (給水装置工事主任技術者試験) 水道法第25条の2及び第25条の12</p> <p>【マンション管理士試験】 (マンション管理士試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条</p> <p>(一級建築士試験) 建築士法施行規則第16条</p> <p>(自動車整備士技能検定) 道路運送車両法第55条</p> <p>(衛生管理者試験) 船員法第82条の2第3項第1号</p> <p>(救命艇手試験) 船員に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9号</p> <p>(救命艇手試験) 船員法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号</p> <p>(全国通訳案内士試験) 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条</p> <p>(測量士・測量士補国家試験) 測量法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号</p> <p>(全国通訳案内士試験) 通訳案内士法第5条、第8条及び第11条</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) 測定法第50条及び第51条</p> <p>【環境省】 (愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師法</p> <p>【環境省】 (浄化槽管理士試験) (浄化槽管理士試験)なし</p>	<p>【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師法</p> <p>【農林水産省】 (愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師法</p> <p>【農林水産省】 (土地改良機地土資格試験) (林業普及指導員資格試験)なし</p> <p>【国土交通省】 (管理業務主任者試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条</p> <p>【国土交通省】 (浄化槽設備士試験) 浄化槽法第43条</p> <p>【国土交通省】 (給水装置工事主任技術者試験) 水道法第25条の2及び第25条の12</p> <p>【マンション管理士試験】 (マンション管理士試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条</p> <p>(一級建築士試験) 建築士法施行規則第16条</p> <p>(自動車整備士技能検定) 道路運送車両法第55条</p> <p>(衛生管理者試験) 船員法第82条の2第3項第1号</p> <p>(救命艇手試験) 船員に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9号</p> <p>(救命艇手試験) 船員法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号</p> <p>(全国通訳案内士試験) 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条</p> <p>(測量士・測量士補国家試験) 測量法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号</p> <p>(全国通訳案内士試験) 通訳案内士法第5条、第8条及び第11条</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) 測定法第50条及び第51条</p> <p>【環境省】 (愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師法</p> <p>【環境省】 (浄化槽管理士試験) (浄化槽管理士試験)なし</p>	<p>【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師法</p> <p>【農林水産省】 (愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師法</p> <p>【農林水産省】 (土地改良機地土資格試験) (林業普及指導員資格試験)なし</p> <p>【国土交通省】 (管理業務主任者試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条</p> <p>【国土交通省】 (浄化槽設備士試験) 浄化槽法第43条</p> <p>【国土交通省】 (給水装置工事主任技術者試験) 水道法第25条の2及び第25条の12</p> <p>【マンション管理士試験】 (マンション管理士試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条</p> <p>(一級建築士試験) 建築士法施行規則第16条</p> <p>(自動車整備士技能検定) 道路運送車両法第55条</p> <p>(衛生管理者試験) 船員法第82条の2第3項第1号</p> <p>(救命艇手試験) 船員に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第9号</p> <p>(救命艇手試験) 船員法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号</p> <p>(全国通訳案内士試験) 救命艇手規則(昭和37年運輸省令第47号)第3条、第4条、第5条及び第6条</p> <p>(測量士・測量士補国家試験) 測量法(昭和22年法律第100号)第118条第3項第1号</p> <p>(全国通訳案内士試験) 通訳案内士法第5条、第8条及び第11条</p> <p>【環境省】 (臭気判定士試験) 測定法第50条及び第51条</p> <p>【環境省】 (愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師法</p> <p>【環境省】 (浄化槽管理士試験) (浄化槽管理士試験)なし</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
14	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240511ST46(1/3)合併による移転登記の申請書には承認会社代表者の登録印を押させる	R3行政改革139提案は、所有権や抵当権などの合併による移転登記では存続会社の登記事項証明書のみが添付書類となるため、消滅会社と同一商号同一本店の会社が設立し吸収合併すれば、当該存続会社が自身の登記事項証明書を添付して合併による移転登記が可能であることから、存続会社には消滅会社の登記事項証明書は提供させるべきであるとしたものである。／これに対して法務省は、「申請人による消滅会社の登記事項証明書の提出を要しない登記申請手続は支障をきたすため、本人確認は全くされていない。／先取りする前提で、地面師さんが移転来り抵当権を抹消することは標準である。／これは、不動産登記手続が個人と法人で同等になっていることによる。／個人の包括承継を相対して戸籍簿本の取替手続で本人確認がされるから放置するとしても、だれでも添付書類を提出できる申請については何らかの期前が必要である。／個人の印鑑証明書を添付させることは「申請人に適宜な負担を課することにはならない」という見解を述べた。／印鑑証明書を会社法人等番号で代替できる法人については「申請人に適宜な負担を課することとは言い難いだろう。／むしろ、虚偽の移転登記がされた場合の抹消コストを考えれば、会社は喜んでその負担を引き受けるのではないのか？」	商業登記センター	法務省	法人の合併による権利の移転の登記の申請の際には、登記原因証明情報として、法人の合併を証する登記官等最初の公務員が職務上作成した情報の提供が必要とされています。具体的には、新設合併の場合は新設合併設立会社の登記事項証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、吸収合併の場合には合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、それぞれ提供することが必要とされています。	不動産登記令(平成16年政令)第7条1項、別表第22の項、第30の項	対応不可	制度の現状欄に記載したとおり、法人の合併による権利の移転の登記の申請には、登記原因証明情報の提供が必要となります。現行制度においても、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由がある場合には、登記官は、不動産登記法24条の規定に基づき、本人確認をすることができることから、御提案については、申請人に適宜な負担を課すことと実態を反映した登記の担保とのバランス等を考慮して、慎重に検討すべきものと考えられます。		
15	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240511ST47(2/3)虚偽の合併による移転登記を職権抹消できるようにする	合併による移転登記では、存続会社の登記事項証明書が登記原因証明情報とされている。／しかしこの方法によると、登記を承継した消滅会社が合併により消滅した後同一商号同一本店の会社を設立し、別の会社に吸収合併すると虚偽の移転登記が可能になる。／そのため、存続会社ではなく消滅会社の登記事項証明書を提出させ、権利取得時に登記名義人と同一の本店商号であることを証明させるべきであると提案したところ、法務省は拒否しやがた。／その一方で、改正不発現により所有権登記名義人に会社法人等番号を記録する際には、当該会社が権利取得時の本店商号が同一であることを証明せよという。／なぜ会社法人等番号の記録には権利取得一	一時の証明が必要であるのに、合併による移転登記では合併時点での本店商号の同一性で足りるのか？／この欠陥を悪用して虚偽の合併による移転登記がされれば、真正の権利者である存続会社は直接に自己への移転登記ができなくなる。／すなわち、真正の権利者が合併による移転登記をするには、一旦虚偽の移転登記を抹消する叫喚を得ようとする権利を主張しなければならぬ。／商業登記記録上、無効な登記であることが明らかであるとはいえず、それを裁判で明らかにするにはコストが掛かる。／合併による移転登記は義務ではなく、長年放置していかなくてもこうした問題は起こりうる。／そもそも原因は「申請人に適宜な負担を課することにはならない」という見解を述べた。／印鑑証明書を会社法人等番号で代替できる法人については「申請人に適宜な負担を課することとは言い難いだろう。／むしろ、虚偽の移転登記がされた場合の抹消コストを考えれば、会社は喜んでその負担を引き受けるのではないのか？」	商業登記センター	法務省	登記官は、権利に関する登記を完了した後に、当該登記が、不動産登記法25条第1号から第3号まで又は第13号に該当することを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに利害関係者を第三者に対し、1月以内の期間を定め、当該登記の抹消について異議のある者がその期間内に異議を述べないとき又は異議を却したときは、当該登記を抹消しなければならぬとされています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第71条	対応不可	登記官の職権による登記の抹消は、登記が無効であり、その無効が登記記録そのものから明白である場合に限り認められるものです。前に掲げた「虚偽の合併による移転の登記」がされたとしても、その無効が登記記録そのものから明白であるとはいえないため、御提案については慎重な検討が必要です。なお、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由がある場合には、登記官は、不動産登記法24条の規定に基づき、本人確認をすることができることとされており、御指摘の「虚偽の合併による移転の登記」がされないための仕組みが取られています。	
16	令和6年7月19日	令和6年6月20日	e-Gov法令検索で民事訴訟規則「刑事訴訟規則」が閲覧できるようにしてほしい	現状では、e-Gov法令検索で「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」は閲覧できず、法律実務上、両規則は非常に重要な現行法であり、e-Govを用いた簡便な調査できないのは極めて不便である。従って、「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」をe-Govで閲覧できるようにしてほしい。	e-Gov法令検索で「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」は閲覧できない理由は、上記規則は最高裁判所規則であることによることと推測される。しかしながら、法律実務上は非常に重要な規則であり、e-Gov法令検索の対象にする必要性は相当高いと思われる。そもそも、最高裁判所規則であることが、e-Gov法令検索登録簿の対象外である理由としたら、そのような理由は、最高裁判所事務総局(情報政策課等)とe-Govを運営するデジタル庁等という所管の違いによるもので、典型的な縦割り行政によるものである。この現状は、縦割り行政によるものであり、国境によって知る権利が阻害されて不利益である以上、それを改善し、国民の便益を高める必要性は高い。従って、最高裁判所規則であっても民事訴訟規則「刑事訴訟規則」について、最高裁判所事務総局とデジタル庁が連携し、e-Govで閲覧できるようにしてほしい。	個人	デジタル庁 法務省	e-Gov法令検索においては、現状、「民事訴訟規則」及び「刑事訴訟規則」のデータは提供していません。	なし	検討を予定	まずは行政機関が所管する法令等のデータをe-Gov法令検索において提供するため、令和6年度は告示データの整備に向けた検討を進めているところです。その上で、最高裁判所が制定する民事訴訟規則及び刑事訴訟規則についても、e-Gov法令検索における提供の要否も含め、検討を行う予定です。	
17	令和6年7月19日	令和6年8月20日	自動車登録申請書の鉛筆書きの改善	自動車登録申請書はOCRシートと呼ばれる、国土交通省の窓口でスクリーンリーダーを読み取りを行っている。読み取りと称して自動車登録番号を鉛筆書きさせているが、ボールペン書きに改める	自動車登録申請は印鑑証明を提出する厳格な手続である。しかし、この申請では、任意住所はボールペン書きであるが、許容の自動車登録番号は鉛筆書きを求められる。これは、機械読み取りのためと説明されたが、より多種多様な手続を扱う郵便局でさえ、ボールペン書きの読み取りが出来ている中で、時代後れといえるところである。さらに、他人に手続きを依頼する際には、この鉛筆書きでは書き取りの恐れがあるため、ボールペン書きの委任状を新たに作成する手間がかかる。非効率なので、改善すべきである	個人	国土交通省	自動車登録手続の申請書であるOCRシートの記入については、鉛筆で書くわけにはならないと定められておらず、ボールペンやプリンターで印字したもので申請することができます。なお、運輸支庁においては、ボールペンで記入されたOCRシートに方が一誤記があった場合は、申請の方にご連絡し記入し直していただく手間が発生することから、鉛筆での記入をご案内する場合があります。	自動車登録令(昭和28年政令第25号)第14条第1項第3号、第15条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、OCRシートについてはボールペンで記載いただくようお願いしています。なお、国土交通省のウェブサイトである「自動車検査登録総合ポータルサイト」では、電子的に情報を入力し、OCRシートを作成・印刷することができ、印刷したOCRシートを申請に利用できます。また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)」をご利用いただければ、OCRシートを作成することなく電子的に情報を入力することで申請することも可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
22	令和6年8月22日	令和6年9月17日	官報情報検索サービスの後継データベースをe-LAWSシステム内からアクセス可能とすること	現在、閲覧期限を過ぎた官報情報について、各省庁の担当官が内容を確認及び検索するためには、国立印刷局の提供する官報情報検索サービスと契約する必要があります。官報情報検索サービス又はその後継として検討されていると見られる官報情報検索サービスのデータベース内を探索する機能を有するe-LAWSシステムからアクセス可能とすることを検討いたしました。	行政業務では、法令所管部局をはじめとして、告示の制定・改廃も法令事務の一環として行っている。そうした業務を実施する上では、過去の告示の事例や他省庁の告示の検索が必要であるが、e-LAWSの法令データベースにおいては告示はその対象とされていない。そのため、官報により検索を実施する必要があるが、前述の通り各部局において官報情報検索サービスアカウントの調達を行う必要があり、事務負担が生じている。行政機関同士の連携行為により無用な事務コストを生じさせていることは問題であり、今後官報法に基づき構築する電磁的官報記録データベースについては、告示を含むその全部に対してe-LAWSから検索が可能となるよう改善いただくことにより当該事務コストの削減を実現できると考える。	個人	デジタル庁 財務省 内閣府	現行e-LAWS/e-Govでは閲覧期限の過ぎた官報情報についてアクセスすることはできません。	なし	検討に着手	官報情報検索サービスについては、独立行政法人国立印刷局が、財務省及び官報の発行に関する法律を所管する内閣府の方針等を踏まえて検討するものであり、現時点において、御指摘のような見直し等は予定されていません。 なお、官報の発行に関する法律の施行後においては、同法及び同法に基づく内閣府令の規定により、ブラウザ/アプリへの配信等に支障がない告示については、閲覧期間経過後も引き続き内閣府のウェブサイト上で公開することとしています。 また、行政業務における告示の制定・改廃等に係るデータの参照に関して、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」において、「官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、財務省等関係府省庁と連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す」としており、運用上の課題や費用対効果も踏まえて検討を進めてまいります。	
23	令和6年8月22日	令和6年11月13日	240601ST55(1/2)【列挙式の法定相続情報一覧図の様式をスペースで簡略化する】	法務省は法定相続情報一覧図の様式として、縦図方式のほか、列挙方式を公開している。しかし、多数の様式が公開されている縦図方式に対して、列挙方式は「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹がいる場合」の1種類しかない。しかしその説明は「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の存在の有無」が分からないため、相続手続を所掌する機関において相続分を確認する必要がある場合は、その機関から再度戸籍簿請求を求められることなど、注意書きがある。しかし、これは「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹がいる場合」の注意書きであり、列挙方式そのものの注意書きではない。なぜ、特殊な場合にのみ生じる不都合を、列挙方式一	一体について表示しているのか？／このような水際作業を奨励するくらいなら、「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹」を含む列挙方式の発本も公開すべきである。／そして列挙方式全体の様式についても、縦図方式から縦図型、スペースで改善を要すればよい。／R5行政改革2回目で、テキストファイルでは「被相続人と起点とした相続人との関係性の把握を一括して行うことが可能である」とするけれど、技術的な実現方法を求めるだけでその関係性は毎段に向上する。／たとえば、こんな感じ。／長さを公開するときは、改行を残してね。／ 母 【被相続人の異母姉】 法務省子父 【被相続人の異母姉】 法務省子父 【被相続人の妻】 法務省子父 【被相続人の妻】 母 【被相続人の異父姉】 法務省子父 ／続柄を戸籍の記載に合わせる必然性はなく、その情報を編集した相続関係説明図や法定相続情報一覧図として意味をなす記載に改めればよい。法務省の様式は、戸籍情報の一部である続柄だけを指針として、一覧図等で元の戸籍簿情報を再構築する発想が垣越えである。／続柄情報を補充して、縦図方式で表示している階層をスペースに代替すれば、「関係性の把握を一括して行うことが可能になる。その上で、どうしても縦図方式で書きたくないのであれば、テキストファイルで提出させるなり、OCRを省庁が、プログラムで列挙方式を縦図方式に変換すればいい。／要するに、列挙方式が現行の法定相続の認定基準と技術としてよいため、「国民の声を伺いし、発想・制度の見直しや行状組織・運営の改善」に結びつけられ、たちどころに解決するだろう。	商業登記センター 法務省	不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に基づき、表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合には、当該相続に起因する登記その他のために必要があるときは、その相続人又は当該相続人の地位を相続した者は、法定相続人情報（①被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日、②相続開始時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄）を記載した書面（法定相続情報一覧図）の保管及び写しの交付の申出をすることができるとされています。	不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項	検討を予定	法務局ホームページでは、主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例を公開しているところですが、御提案の事例に係る様式及び記載例については、必要に応じて、ホームページの変更を検討させていただきます。		
24	令和6年8月22日	令和6年9月17日	車検場の待機車両を待機行列から呼出番号に	国土交通省が全国各地に設置する車検場では車を一列に並ばせて車庫から車検をしているが、これを予約番号順に呼び出す方法に改める。	民間車検工場では出来ない種類の車検は、車検場に持ち込まなければならぬが、車検場は機能的に混雑し、車検時間よりも待ち時間が圧倒的に長い。その上、つうりも動く待機列に並ばされるので一言間にも一人が作業して待つ時間がたつてない状態である。混雑状態はエンジンも回らず、当然環境にも悪い。入口で外観検査をすらすらと、時間のかかる車庫では、その先の検査レーンが空いていても車検車を待たなければならない。番号札発券機と電光掲示板を設置することで、一人で数台の車検を受けることができ、整備工場の働き方改革に繋がります。	個人	国土交通省	・待機検査の予約については、ラウンジ制にて管理しており、原則として1日4ラウンジに区分し、各ラウンジにおいて処理可能な検査台数（予約枠）を検査場側に設定しております。 ・受検者は、当該ラウンジの受付時間中に窓口にお越しいただき、受付手続を完了後、検査場の待機レーンに受検車両を並べていただいております。車両の呼び出し等は実施していません。	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程4-3	対応不可	・検査場の待機レーンでは、必要な台数の検査を限られた検査レーンで処理する上で、検査車両間の無駄な空き時間なく効率的に検査を実施するために、一列で待機いただいておりますが、待機時間が長くないようラウンド毎の受付時間としています。 ・ご提案の内容については、自動車の移動や待機には人と異なる安全な導線の確保のため対応のスペースが必要となる。現状の待機レーン内外での呼び出し直前等の車両待機場所の確保や予約管理システムに対応する改修コスト等の面から導入は困難であり、また、運用面においても予約順の呼出方式は、予約順どりに持ち込まれない場合、待機車両がなくなることによる一日あたりの処理可能車両数の減少や厳密な受付時間の範囲制限による受検機会の減少等が懸念されますが、いただいたご意見も参考に、引き続き、受検者の利便性の向上が図られるよう努めてまいります。	
25	令和6年8月22日	令和6年9月17日	各省庁から地方公共団体への調査について	DXの推進に伴い各省庁から地方公共団体への調査が年々増加しているように思われます。また、調査内容に類似項目が多く見受けられます。調査情報を共有できる基盤を構築し、地方公共団体への調査を減らしていただき、調査に時間を取られ、DX推進の弊害となっております。	DX担当部署に限らず、他部署職員にも聞き取り等しないといけないケースが多々あります。調査を集約し行い、共有できる基盤を構築することで調査依頼する省庁職員及び地方公共団体職員の人件費の削減に繋がると思っています。	個人	内閣官庁	政府として、調査事項の重複排除、回答・集計方法の改善、調査等自体の廃止など、各府省等が行う調査等の自律的な改善・活用を図るための仕組みを構築し、運用していきます。 この仕組みにおいて、内閣府行政改革推進本部事務局では、毎年一度、各府省等の調査等の実施状況をリストに取りまとめるとともに、調査事項の重複を含め、調査等実施部局が調査等を企画立案・実施する際に確認すべき点をまとめたチェックリストを作成しており、調査等を実施しようとする際は、各府省等がリストを基に実際の調査項目に重複がないか確認することとしています。 また、同事務局は、調査事項の重複の解消・防止の事例のうち、改善の効果が高く、汎用性があるような事例の報告を受け、優良事例として各府省等に横展開し、他の調査等の改善を促しています。 さらに、同事務局に調査等対象者から寄せられた要望等については、その内容を確認の上、該道府省等に対し、調査等の負担軽減等の見直しについて検討を要請するとともに、必要な調整を行うこととしています。	各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み（令和3年9月〜）	現行制度下で対応可能	これらの取組のもと、引き続き調査項目の重複の解消・防止並びに調査等の合理化及び負担軽減に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
30	令和6年8月22日	令和6年10月17日	240629ST8[2]/3[3]登記申請書様式見本市町村役場配布、希望者郵送。障害者合理的配慮対応改善	<p>登記申請の様式は、法務省HPでの公開、法務局での印刷物の配布がされている。しかし、行政手続へのアクセスという点で、前者はデジタル・デバイス、後者は交通アクセスの問題がある。インターネットが利用できる層は情報入力手でき、オンライン申請も可能であるが、利用できない交通弱者は郵送申請しかない上に、郵送申請をするための情報も得られない。郵送の登記申請は、他に無い層である。法務省が繰り返す「司法書士に頼めば、経済的弱者に向けている時点では手摺している。政府として、地域的、社会的、経済的格差を是正する取り組みをするべきである。そこで、市町村役場に登記申請書見本やそれをリスト化し</p>	<p>「メニューを配布し、来庁者が手に取って見られるようにすべきである。市町村役場は、有料又は無料で申請書見本を印刷して配布する。相続登記された問題は市町村にとっても影響が大きく、配布や販売に応じる自治体もあるだろう。それとできない資料は、来庁者が見本メニューに記載された宛先【地元の法務局又は全国1か所の発送センター】に、返信用封筒を封入し、「〇〇の申請書様式を送れ」と請求できるようにすべきである。法務局で印刷物を配布しているなら、無償で印刷物を送付できるはずである。法務省HPには任意サービスの記載がないから、既存取り得ないのだろう。メニューがわからず行政施策は、日本のお家である。当初は法務局でしか認めなかった登記相談にしても、コロナのおかげで電話相談が可能になったけれど、言語聴覚士等が利用できない。行政改革の提議は法務局とのやり取りを障害を問わず利用できるようにすべきである。法務省は「協定の案内ページに掲載している一部の法務局について、他の法務局と同様の案内による対応の検討を行う予定です」と回答した。しかし、何も変わらない。「合理的配慮の提供」する他の法務局と同様の案内では、配慮を必要とする障害者に対する意味が通じない。合理的配慮の提供しないことが差別であると認知されている？なぜ配慮の情報提供に配慮できないのか？また、東京法務局の「職員による障害理由とする差別に関する相談窓口について」にはメールアドレスがない。htmlに統一せよ。</p>	<p>商業登記センター 法務省</p>	<p>登記申請書の様式については、申請者の利便性の向上等の観点から、法務局ホームページに掲載するとしています。 また、各法務局・地方法務局においては、ホームページ上で、職員による障害理由とする差別に関する相談窓口を案内しています。</p>	<p>なし</p>	<p>【登記申請書の見本について】 検討を予定 【障害理由とする差別について】 対応</p>	<p>市町村の役所への登記申請書の見本の備付けなどについては、ニーズや費用対効果等を踏まえ、必要に応じて対応の検討を行う予定です。 また、各法務局・地方法務局においては、ホームページ上で、職員による障害理由とする差別に関する相談窓口を案内しています。なお、御指摘の東京法務局のホームページの記載については、解消されています。</p>		
31	令和6年9月19日	令和6年10月17日	公務職場勤務の障害者も障害者基本法と障害者差別解消法の対象となることを各機関に再通知	<p>障害特性上抑制が難しい行動を制限させるような人事処分(戒告や減給、停職)及び懲戒処分が、障害者の理解が乏しい行政機関(取、自治体などからも)で起きている。当該障害者が人材確保に該当するような不当な扱いを受けることが無いようにしていただきたい。</p>	<p>法定雇用率の達成目的で採用される年度雇用の非常勤職員は人件費を配属先所属の費用費より予算支出しているため、年度途中の配属替えが予算編成の関係(科目をまたぐ予算の組み換えが必要)のため本省もしくは議会の承認が必要で不可能となっていることが多い。そのため非常勤の場合、年度途中の配属替えが不可能となっている。そのためスタッフの確保手段が障害者の雇職(自発的か否かは問わず)しか選択肢が存在していない。 身体障害の一部や精神および知的障害は補装具を装着している等の外見的特徴が無い場合「見えにくい障害」であり、障害特性が顕しい視覚障害者と区別を要しない。そのため雇用の確保確保が確保されにくく、障害者本人は常にストレスにさらされている。 また障害者の生活圏内(居住地を所轄するハローワークの管轄区域、大都市圏と農村所在地以外の人口は厳格に居住地を定めている)に障害特性に即した案件(例えば接客がよい)求人を出しているのが当該公共機関のみであること。好待遇を求める背景に就労以外の収入源で済ませる障害者年が社会保険の加入状況次第で支給停止となっている可能性が高いこと(特に国庫負担率1割の職前障害による基礎年金給付)、障害者の就業環境(良い都市へ転居したくても転居先の住居確保が障害者は困難(孤独死や近隣トラブルの可能性から賃貸住宅の大家や不動産会社が敬遠)ために転居が事実上不可能となっていることなどといった複合的要因により現行制度では居住地によっては公務職場以外の就労先の選択肢がゼロとなっている。</p>	<p>個人</p>	<p>内閣府 人事院 労働省 内閣府 総務省</p>	<p>障害者差別解消法については、第13条に「行政機関等及び事業者が事業者としての立場で労働者に対して行う障害理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところ」と規定しています。 国家公務員については、国家公務員法第27条において平等取扱いの原則を定めているほか、「職員の募集及び採用並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針について(平成30年12月27日)」により、各省各庁の長は、障害者である職員の勤務環境についても、障害者でない職員との均等な待遇の確保や障害者の特性に配慮した職務の内務な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならないとされています。 地方公務員については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第36条の3の規定により、障害のある職員に対する合理的配慮の提供が義務づけられています。厚生労働省としては、地方公共団体の任命権者が取組む合理的配慮について「障害者への合理的配慮好事例集」や「公的機関における障害者への合理的配慮事例集」を作成、改訂しており、これを各都府県を通じて各自治体に配布して、周知を図っています。「公的機関における障害者への合理的配慮事例集【第七版】(地方公共団体等)及び「障害者への合理的配慮好事例集」等について」(令和6年3月28日事務連絡)。 また、ハローワークの求人については、職業紹介を行うにあたり、受理している求人のみでは十分でない場合や当該障害者の状況に適合する求人が存在しない場合には求人開拓等の措置を講じることにより求人確保に努めています。</p>	<p>障害者差別解消法第13条 【障害者基本法・障害者差別解消法の対象】 事実認定 【障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務】 現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおり取り組んでおり、引き続き、地方公共団体等への働きかけや、ハローワークにおける求人の確保等に努めてまいります。</p>		
32	令和6年9月19日	令和6年10月17日	庶民の住宅相続に関するモデルケースの作成と検討	<p>住宅相続は多くの家庭にとって大きな課題です。私の家では、父方の母が90歳を超えても存命で、80歳の母が父の病状で世話をしています。私も子育てをしており、住居が手狭になっています。母の世話をしながら子育てをするため、母がいる地元の家を売りたいのですが、新たに家を購入するとな家なき子相続が適用されず、さらに地元の地価が高いため相続が発生すると一軒家を建てるくらいの高額が発生する見込みです。</p> <p>母の死後などにこの家を売却して一部を取り返せると思いますが、祖先から受け継いだ資産としては目減りすることになります。祖先から受け継いだ資産を減らすのは家々苦しむと思います。このように私たちの世代は社会保険料の負担も大きく、代を継ぐことに資産を増やすのが難しいと感じています。他方で、超富裕層は住宅の相続制度を巧みに利用し、莫大な遺産を残しています。例えば、祖父と孫が養子縁組する方法や管理会社を立立する方法などが挙げられます。</p> <p>政府もこれに対策を講じているため、制度は年々複雑化しています。しかし、庶民はこの複雑な制度に対応できず、相続による経済的負担が増大し、手付くことさえ難しい状況です。さらに、倫理的に祖父父母と孫の養子縁組などには抵抗があります。</p> <p>庶民が適切に相続を準備し、子育てや介護といった現実的な課題に対応できるように、モデルケースの作成と具体的なガイドラインの提供を強く求めます。特に、東京圏の庶民の実情に即したケーススタディを通じて、現実的かつ実行可能な対策を示してください。このようにすることで、安心して次世代の発展に取り組むことができます。</p>	<p>住宅相続は多くの家庭にとって大きな課題です。私の家では、父方の母が90歳を超えても存命で、80歳の母が父の病状で世話をしています。私も子育てをしており、住居が手狭になっています。母の世話をしながら子育てをするため、母がいる地元の家を売りたいのですが、新たに家を購入するとな家なき子相続が適用されず、さらに地元の地価が高いため相続が発生すると一軒家を建てるくらいの高額が発生する見込みです。</p> <p>相続人が複数いる場合には、相続の開始により相続財産は相続人の共有に属するとされ、この遺産共有関係は、その後、遺産分割により解消されることが想定されています。そのため、遺産分割の協議は共同相続人全員により行われなければならないとされています。</p> <p>相続税は、被相続人から相続と遺贈によって取得した財産等の価額の合計額(債務などの金額を控除します)が基礎控除額を超える場合に、その超える部分に対して、課税されます。この場合、相続人の申告及び納税が必要となり、その期間は、被相続人の死亡したことを翌日(通常の場合は、被相続人の死亡の日)の翌日から10か月以内です。なお、相続税の課税関係(特例のあらしなど)については、「相続税の申告のしかた」(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2024/index.htm)などを国税庁ホームページにおいて公開しています。</p> <p>また相続財産に不動産がある場合には相続登記が必要となること、相続登記の一般的な手続については、法務局ホームページ内の「登記手続ハンドブック」(https://houmujiyoku.maj.go.jp/home/page/7.00001.00014.html)において公開しています。また、法務局では、予約制により登記手続案内を行っています。</p>	<p>個人</p>	<p>法務省 財務省</p>	<p>民法第898条、第906条～第907条等 相続税法 相続特別措置法 不動産登記法</p>	<p>対応不可</p>	<p>遺産分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行われます。 また、相続税は申告納税制度を採用しており、その申告の前提とする遺産分割については、上記のとおり、一切の事情を考慮して行われるものです。 そのため、様々な個別具体的な状況が考えられる住宅相続について、モデルケースを示すことは相当でないと考えられています。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
33	令和6年9月19日	令和6年10月17日	円安下で外国に赴任もしくは留学する国家公務員の手当について	円安下での外国出張に対応するために旅費法の改正が行われましたが、それにとららず、外国に赴任もしくは留学する国家公務員の手当も柔軟に対応できるようにするべきである。例えば、為替レートについて毎月更新しつつ、現地の平均所得を計算の上、日本円の給料との差額を支給することが効率的と考える。為替レートの更新が問題である場合は、円建て支給ではなく、現地通貨建てで支給することも一案として考えられる。	知人の公務員から、円安のためかなり生活が苦しくなるとの話を聞き、当該提案を行う。 当該提案は、国家に奉仕する立場で外国に赴任もしくは留学に赴く職員的生活水準を一定程度以上維持することを保証することができる。職員のモチベーション向上につながる他、物価が安い国や為替レートが有利な国に赴任する職員が現地の国民と比較し、豊かになりすぎないことで現地の国民生活と差縮した生活を返すことを防ぐことに加え、物価が高い国や為替レートが不利な国に赴任する職員との間の職員間格差を防ぐことにもつながる。また、物価が安い国や平均所得が低い国に赴任する職員の手当が抑制できることから財政的負担も軽減されると考えられる。 したがって、上記のとおり、職員のモチベーション、現地の生活水準との乖離の防止、職員間格差の防止、財政的負担の軽減といった理由から提案する。	個人	人事院 外務省 財務省	長期在外研究員には、給与に加え、派遣期間中は旅費法に基づく滞在費(1日当・宿泊料に相当するもの)及び渡航に係る交通費等が支給されています。 外国に赴任する国家公務員のうち、在外公館に勤務する外務公務員に支給されている在勤手当は、令和6年度より、毎年4月に手当の月額を外貨建てで決定し、年度内はその外貨建ての定額を支給することとしたため、当該職員が受け取る手当額は基本的に為替変動の影響を受けないようになりました。	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十九号) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第10条第1項等	【滞在費及び渡航に係る交通費等】 滞在費及び渡航に係る交通費等 近年の経済社会情勢や旅費法改正等も踏まえ、長期在外研究員に支給される滞在費の額を令和7年度から見直すことを検討しております。 【在勤手当】 制度の現状欄に記載のとおりです。		
34	令和6年9月19日	令和6年10月17日	夏季の冷房運転について	歳々間官庁における個別の部屋ごとのエアコンの設置若しくは下記冷房運転を延長を望みます。	農林水産省では、7月1日から9月30日までは、原則8:15から19:00まで冷房運転を行うこととなっておりますが、実際上、19時に仕事が終わることはなく、冷房運転が止まった後は、耐えられないくらい暑くなり、業務の効率も落ちてしまっています。 このため、体調管理にも影響が生じ、更に暑さで業務効率も落ちることに、結果的に残業代も増えてしまいます。また、新しく採用された者も暑さあまりにより、不慣れた勤務環境により、辞めていってしまいます。 現在、農水省では現在各部屋ごとの温度管理ができない状況であるため、19時以降の対応のため、各部屋ごとにエアコンを入れて頂くか、或いは、冷房運転を少なくとも21時くらいまでは延長して欲しいです。残業代の削減や辞めてしまいう職員の後任への教育のコストを考えれば、トータルコストは下がるとは思いますが、場合によっては、個々の職員に少し負担を求めるとも良いかもしれません。個人負担でカバーできるのであれば支払いも心当たりと考えるほど不慣れた環境です。他の歳々間の官庁でも同じ環境ではないかと推測しますが、結果的に失っているものが多いと思いますので、ご検討をお願いします。	個人	人事院 内閣官庁 内閣府 宮内庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	【人事院】 人事院(中央合同庁舎第5号館別館)では、例年、5月下旬から9月末までの8時45分から18時15分まで(7月1日から人事院勧告が行われる8月上旬までの期間は20時00分まで)冷房を稼働していたところ、令和6年からは、職員の良好な勤務環境を維持するため、8月中旬から9月末までの間も20時00分まで冷房を稼働することとしました。10月以降についても、外気温の高い日については冷房を稼働することとしています。また、冷房稼働時間外の時間帯については、個別空調が設置されている会議室等を活用するようにしています。 【内閣官庁・内閣府】 冷房運転は、7月～9月に本格稼働しているところ。昨今の気温上昇に伴い、本格稼働期間外においても、冷房稼働期間の前倒し等、柔軟に対応しております。 また、冷房稼働時間についても、令和6年8月初旬より、原則8時00分～22時00分冷房稼働するよう運用改善しております。快速で安全な執務環境の確保について(通知)に基づき、22時以降も柔軟に対応して行っております。(内閣府本府、中央合同庁舎第8号館) 【宮内庁】 令和6年度においては、7月1日から9月13日までの期間中、原則8時30分から17時45分まで冷房稼働を行っており、天候・気温の状況によっては運転時間を弾力的に運用しているほか、行事等による土日祝日の臨時運転、業務繁忙部局への運転時間の延長を行っています。また、冷房の効きが悪い部屋へは、個別にエアコンを設置することで対応しています。 【金融庁】 金融庁では、原則8時00分から20時00分まで空調運転を行っており、時間外については局議からの利用申請に基づき延長運転を行っています。 【総務省】 総務省(中央合同庁舎第2号館)は、夏季(令和6年は5月から10月末頃まで予定)については、原則8時30分から18時15分まで冷房稼働を行っており、業務の都合により延長等の申請があれば柔軟に対応しております。 ※延長申請により、8時00分～22時00分まで冷房稼働。22時00分以降は送風運転 【法務省】 中央合同庁舎第6号館は、令和6年6月3日から令和6年8月31日を冷房稼働期間として、閉庁日を除き、原則8時00分から18時45分まで冷房稼働を実施しています。閉庁日及び8時00分から18時45分の時間外に冷房稼働を希望する部署がある場合は、冷房稼働希望時間を記載した時間外運転依頼書を提出してもらい、個別対応をしております。 また、上記運転期間外であっても、外気温及び室内温度に鑑み、必要に応じて冷房稼働させています。 【外務省】 算省では、幹事室や国際会議室等の一部の部屋を除き、本省庁舎内の空調は、一般空調及び窓際に設置しているファンコイルユニットにより空調を行っております。 原則、一般空調については、8時30分～18時15分(一般的な勤務時間9時00分～18時15分)のみの運転ですが、ファンコイルユニットについては、閉庁日を含め各執務室において業務の必要に応じて運転を停止していません。 但し、消忘れ防止のため1日に4回、自動で電源が落ちるよう設定されており、更に継続して運転する場合には、再度、電源を入れる必要があります。	快速で安全な執務環境の確保について(通知)	【人事院】 対応 【内閣官庁・内閣府】 対応 【宮内庁】 対応 【金融庁】 対応 【総務省】 対応 【法務省】 対応 【外務省】 対応	【人事院】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣官庁・内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【宮内庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【外務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、ファンコイルの24時間運転は令和5年より実施しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
34	令和6年9月19日	令和6年10月17日	夏季の冷房運転について	農林水産省では、7月1日から9月30日までは、原則8:15から19:00まで冷房運転を行うこととなっていますが、実態上、19時に仕事が終ることはなく、冷房運転が止まった後は、耐えられないくらい暑くなり、業務の効率も落ちてしまっています。 このため、体調管理にも影響が生じ、更に暑さで業務効率が落ちることにより、結果的に残業代も増えてしまいます。また、新しく採用された者も暑さとおまじりに不慣れた勤務環境により、辞めていってしまいます。 現在、農水省では現在各都道府県の温度管理ができていない状況であるため、19時以降の対応のため、各都道府県ごとにエアコンを入れて頂くか、あるいは、冷房運転を少なくとも21時からまでは延長して欲しいです。残業代の削減や辞めてしまふ職員の確保への教育のコストを考えれば、トータルコストは下がるとは思います。個人負担でカバーできるのであれば支払いもやむを得ないと考えますほど不慣れた環境です。他の農林水産省の官庁でも同じ環境ではないかと推測しますが、結果的に失っているものが多いと思いますので、ご検討をお願いします。	個人	人事院 内閣官房 内閣府 官庁庁舎 金融庁 総務省 法務省 外務省 農林水産省 厚生労働省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	【財務省】 【財務省本庁舎】 財務省本庁舎においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時30分から20時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、各部屋のリモコン操作にて冷房の運転が可能となっています。 【中央合同庁舎第4号館】 中央合同庁舎第4号館においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時30分から18時15分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、入居官庁からの要望に基づき、冷房運転の延長を行っています。 【九段第3合同庁舎】 九段第3合同庁舎においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時00分から18時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、各部屋のリモコン操作にて冷房の運転が可能となっています。 【西ヶ原研修合同庁舎】 西ヶ原研修合同庁舎においては、原則として6月1日から9月30日までの期間は、8時00分から18時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、研修生等からの要望に基づき、冷房運転の延長を行っています。 【文部科学省】 文部科学省では、原則8時00分から20時00分まで空調運転を行っており、時間外については局棟からの利用申請に基づき延長運転を行っています。 【厚生労働省】 中央合同庁舎第5号館では、7月1日～8月31日までは夏季冷房期間とし、7時30分(休み明けは6時30分)から職員が在庁する限り冷房運転を行っています(職員が不在となったブロックから適時冷房運転を停止、26時で全館で冷房を停止しますが、個別に申請があれば申請のあった時間帯で運転します)。夏季冷房期間後も室温に応じて夏季冷房期間外準じた運転を行っています。 【農林水産省】 農林水産省(本省庁舎)の空調については、セントラル空調(全館一括空調)となっています。冷房運転につきましては、7月1日から9月30日まで、8時15分から19時までを基本に行っていますが、時間外運転については、必要に応じて21時まで延長するとともに、期間についても延長するなど柔軟に対応しています。 また、冷房運転時間外に対して職員がやむを得ず残業する場合には、部屋ごとの状況に応じて、個別空調を稼働した室内空調の利用が可能となっています。 なお、冷房運転をしない土日祝日は、建物が蓄熱した室内が高温状態になるため、週明けは7時30分から運転を開始しています。 【経済産業省】 冷房の運転時間は原則7時30分～18時30分までとしておりますが、職員が健康的に業務に取り組めるよう、外気温によって運転時間の延長/短縮等の状況に応じた柔軟な空調管理を行っております。(なお、局棟からの申請があった場合にも、同様の空調管理を行っております。) 【国土交通省】 国土交通省(中央合同庁舎第3号館)は、令和6年7月1日から9月30日までについては、原則8時30分から20時00分まで冷房運転を行っています。 また、上記運転期間外についても、室温を考慮し、必要に応じて冷房運転を行っています。 【防衛省】 防衛省市ヶ谷庁舎における令和6年度の冷房の運転状況については、7月1日(6月中旬より試運転)から9月30日まで、原則平日6時30分から23時まで行っているほか、時間外については、個別に延長の申請があれば冷房運転を行っております。	【財務省】 対応 【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【文部科学省】 対応 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【農林水産省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【経済産業省】 対応 【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【防衛省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【財務省】 対応	快速で安全な勤務環境の確保について通知			
35	令和6年9月19日	令和6年10月17日	食事療養費の差額支給を受けた期間の長期入院期間の算入の周知	入院時の食事療養費負担額は住民税非課税世帯で、過去1年間の入院日数90日を超える場合(長期該当)は、1食180円に軽減されます。また、入院時に減額認定証の提示ができれば、一般での費用を支払ったとき医療保険者がやむを得ないと認めない場合は、申請により差額が支給されます。入院時に一般での費用を支払ったとき医療保険者がやむを得ないと認めない場合は、申請により差額が支給されます。「長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となった期間の入院日数も含まれることとされています。」との検討結果が示されていますが、多数の医療保険者では、前記の取扱いを行っていません。これは、「健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについて」において、その内容が明示されていないと考えられます。長期該当の認定の際は、差額支給の対象期間の入院日数も含まれることの事務連絡等で発出を要します。また、前記通知を次回発出される場合は、その内容も明記されるようお願いします。	個人	厚生労働省	健康保険の食事療養標準負担額については、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)等」により、健康保険法施行規則第105条第1項規定する限度額適用・標準負担額減額認定の申請を行った者については、標準負担額の減額を行っており、さらに、当該申請を行った月以前の12月以内の入院日数(減額対象者としての入院日数に限る。)が90日を超える者については、更なる負担軽減を図るため、標準負担額を1食あたり80円としています。また、健康保険法施行規則第105条第1項において、保険者は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けることがやむを得ないものと認めるときは、その食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があったとすれば支払うべきであった食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる旨が規定されています。	健康保険法(大正11年法律第70号)第85条 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第58条第1号、同条第2号、第105条 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)	「入院時に一般での費用を支払ったとき医療保険者がやむを得ないと認めない場合は、申請により差額が支給され、「長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となった期間の入院日数も含まれることとされていますが、多数の医療保険者では、その取扱いを行っていません。」との一言を意味していること、事実確認のための関係団体ヒアリングを行い、また、下線部の事実は確認できませんでした。当該取扱いを行っていない保険者をご存じの場合は、以下連絡先にご連絡いただきますよう、よろしくお願いたします。 厚生労働省保険局保険課企画法務一係 電話:03-5253-1111(内線3247)			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
46	令和6年10月18日	令和6年11月13日	検疫官の任用条件の再確認、職員任命を含めた柔軟な制度運用について	検疫法28条に記載のある検疫官の任用するための資格、基準を明らかにする。次に2020年の新型コロナウイルス感染症の様な事態が起こった場合に備え、柔軟な制度運営を行えるように任用条件を再確認する。	検疫法28条において、検疫官という単語が条文の中に散見される。同法28条に、厚生労働省は検疫官を置くという記述はあるが、任用される資格や条件については、厚生労働省のホームページ等を見ても不明確である。厚生労働省の採用に関するホームページでは、検疫官(看護師)とあるように看護師等の医療資格を所持する者が任命されているのか、任用の資格、条件が明らかではない。一方、検疫所(一般職)の採用ページにおいて、「行政職の職員は、医師や看護師とともに検疫官として～」と記載があるが、検疫官の任用、必要資格等について記述がなく、医療関係の資格を持たない職員も検疫官に任命できるようにある。2023年4月末頃まで実施されていた新型コロナウイルス感染症の水準対策では、支援派遣、補助業務、労働者派遣業務などに支出しており、ホームページ上で公開されている令和2年～令和3年の厚生労働省予算支出情報検索、成田空港検疫所、名古屋検疫所、福岡検疫所等の公共調達審査案件に係る情報の公開、国会質問等の様々な情報から、厚生労働省以外の職員が業務していたことが推測できる。厚生労働省の職員のみを検疫官に任用させる必要性について、お伺いしたい。検疫法28条の四に「関係行政機関へ協力を要請し、進言し支援策案」という名称で多数の民間委託を実施していたようであるが、合理性のない官職役職制度に陥ることが、縦割り行政を生み出す一因ではないか。先日、WHOにより緊急事態宣言がされたエムボックスが、どのような経過を辿るか不明である。しかし、日頃から様々な制度の見直し、体制作りが不可欠ではないか。	個人	厚生労働省	検疫法第28条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
47	令和6年10月18日	令和6年11月13日	国家公務員の勤務形態の把握の強化及び勤務時間のインターバルについてWeb調査の見直しについて	勤務時間のインターバルについてWeb調査について、人事院が調査を行っているが、職員のPCへのログイン、ログアウト時間は、人材システムで把握している筈であるため、回答が困難なWeb調査ではなく、人材システムでまずは実態を把握してはどうか。なお、11時間のインターバルが取れない理由は、概ね超過勤務の理由に記載のとおりであるが、超過勤務若しくはインターバルが取れない時間及び理由は、人材システム上で、詳細にカテゴリ分け(国会質問(待機時間(政党別)、答弁作成時間)、質問主意書、予算等)して収集してはどうか。	Web調査は予算がかかるほか、回答にも労力がかかるため、既存システム(人材システム)上で、超過勤務やインターバルを取っていない場合を選択できるようにした方が継続的に国家公務員の勤務形態を把握できたい。なお、システムの上で、POの接続時から11時間のインターバルを取っていない場合に職員に入力しても仕様が複雑ではなく、容易に実行可能な見込みとするのが検討されたい。	個人	人事院	勤務時間のインターバル等Web調査は、常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象とし、本年5月及び9月の計2回行ったものである。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、本調査は常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象としておりますが、システムの種類を含め各職場における勤務時間管理の方法は様々です。対象職員全員がシステムで勤務管理されている訳ではなく、職場によっては、職員に個人PCを貸与していない場合等もあります。システムを導入している職場であっても、終業時刻と始業時刻の間の時間数(インターバルの時間数)を算定する機能はなくシステム改修を要するため、システム上での集計は困難との意見も多く頂いたところです。これらの点を踏まえ、今回のようなWeb調査の形式とする必要があったと考えます。	
48	令和6年10月18日	令和6年11月13日	猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)の公表	猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)令和6年6月18日 警察庁丁保発第61号の実施要領がホームページ上で公開されていないので公開すべき	国民生活に影響を及ぼす通達は、基本的に全文公表すべきものである。	個人	警察庁	「警察庁訓令・通達公表基準の改正について(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁内総発第16号)別添3(2)において、警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第47号、以下「情報公開法」という。)第5条各号に掲げる不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表することが規定されております。また、同条第4号には、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」が掲げられております。	警察庁訓令・通達公表基準の改正について(通達) (令和4年4月1日付け警察庁内総発第16号)別添3(1)(2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第47号)第5条第4号	対応不可	警察庁訓令・通達については、情報公開法等を踏まえ公表の基準を定めており、全文を公表するもの、その名称及び概要を公表するもの又は名称、概要とも公表しないものがございます。御提案にある、「猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)」(令和6年6月18日付け警察庁丁保発第61号)には、情報公開法第5条第4号に該当する不開示情報が含まれておりますので、名称及び概要を公表しております。	
49	令和6年10月18日	令和6年12月16日	240831S794(1)/31【住所変更登記で委任状に原居や新住所が記載なくとも補正対象としない】	民法103条は、権限を定めない代理人とし、その代理権の範囲を定めて、ノ解除書による、委任状で代理の目的となる物が確定すればよく、緊急時にしか使えない等の制約はないらしい。ノそうすると、本案に基づき不動産の保存行為として登記申請する場合には、代理権限証書の記載として、物の保存のみでよいことになる。ノたえば、所有権登記名義人の住所変更登記が当該登記名義人が所有者であることを公示するためのもので、前住所のままでよいとするし、等の権限を受ける可能性があるから、住所変更登記の申請は「保存行為」である。ノ住所変更登記が義務化されれば、罰則を避けるという意味で、なおさらだろう。ノそこで、	一所有者が代理人と対象不動産とを明示した委任状を作成して代理人に交付し、代理人がその委任状を提示して、住所変更登記を申請すれば、登記手続が可能になる。ノところが不動産登記の解説書は、提出する代理権限証書には具体的な登記申請の内容が必要であるとする。ノ縦割り110番でも、「委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容を記載する必要があります」という【対応改革100回答】。ノしかし、不登記法103条を適用する規定はなく、不登記7条1項2号は代理権限を証する情報とのみ規定しているから、民法103条に基づく代理申請であれば、権限の定めは不要ではないか。ノそして、権限を定めなければ当然委任事項の記載がなくても登記できるのに、「住所変更登記申請を委任する」といふ権限の定めがあれば、具体的に原居目付や新住所の記載まで要求されるのは矛盾している。ノ民法103条の趣旨は、権限を定めない代理人の権限を解釈して補充することである。ノしたがって、住所変更登記申請を委任しただけでもその具体的な原因目付や新住所の定めがない場合は、後者について「権限の定めがない代理」として、民法103条を適用又は類推適用すべきである。ノ本案の要件は委任事項の不明確性であるため、代理人は保存行為の範囲で、すなわち住民票に記載された通りの内容で登記申請をすることができると考える。ノ「住民票の届が登記申請の委任事項とされているか」見ても判断できない(回答)という理由は認めない。ノ商業登記で民法103条が使えるのかわからないが、少なくとも不動産登記の委任状では「住民票の通り」という文言も不要でしょ。	商業登記センター	法務省	登記の申請を、代理人によつてするときは、当該代理人の権限を証する情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければならないとされています。	不動産登記令第7条	対応不可	代理人によって権利に関する登記の申請をする場合に提供すべき代理人の権限を証する情報は、申請人の意思しない内容が登記されないようにするために、委任者(申請者)、受任者(申請代理人)、対象となる不動産のほか、登記事項が記載されている必要があることから御提案については慎重な検討が必要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
58	令和6年11月15日	令和6年12月16日	マイナンバーカードの有効期限	マイナンバーカードの有効期限廃止。	マイナンバーカードの有効期限の必要性に疑問、これがあがることで、更新の手続き期間、わざわざ役所に行かないといけないのか。マイナンバーが普及しない一因ではないのか。有効期限を廃止することで更新の手間を省ける。また、役所の負担も軽減できる。	個人	デジタル庁 総務省	マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)となっています。	なし	対応不可	個人番号カード自体の有効期限については、「次期個人番号カードタスクフォース」での最終とりまとめにおいて、個人番号カードがオンラインでも確実な本人確認ができる最高位の本人確認書であるため、それ自体の更新については電子証明書の更新と同なり、同等量の情報が必ず変更されるため、その確認を十分に行う必要があることと鑑み、現在と同様、対面による厳格な本人確認を継続することが記載されました。 一方、更新に伴う家等の対応につきましては、郵便局での更新体制の整備を推進するなど、市町村の窓口負担の軽減策について更に検討を進めることとしております。	
59	令和6年11月15日	令和6年12月16日	防衛省における中央調達契約の予定価格の公表について	防衛装備庁が公表している中央調達の契約情報 (https://www.mod.go.jp/ata/souhon/supply/jiseki/rakunatu/index.html)において、予定価格が原則的に公表されていないことは内部通知に反すると言わざるを得ず、予算執行の透明性を大きく損なうものであるから、画一的に非公表せず原則的に公表すべきである。	防衛装備庁が公表している中央調達の契約情報では、FMS契約を除き予定価格が全く公表されていない。これは、装備庁長官等の通知「公共調達の適正化を図るための措置について(通知)」(以下「規定する金額以上の契約のうち、物品等又は役務契約で市場価格方式によらないものは3(1)ア(イ)により公表する必要はないが、市場価格方式によるものは、3(3)ア(イ)ただし書きに該当するの理由から公表していただいたいと思われ、あまりにも例外規定を拡大解釈しすぎて、原則と例外が逆転し、原則が公表になっており、当該通知に違反しているのではないかと、防衛省内の他の契約機関に地方調達のHP上での公表情報と比較してみると、例えば装備庁の地方調達では原則的に公表されており、非公表の契約についてはその理由が記載されている。自衛隊・各機関のHP上でも公開したようであれば(例えば、防衛装備庁本部と各地方防衛局)。同じ防衛省であるのにこのよう公表に対する姿勢が異なっているのは大問題であり、とりわけ中央調達と地方調達より相対的に契約金額の規模が大きく(価格の透明性が一層求められる)ことも十分念頭に置き、原則公表という大原則の下、市場価格方式の契約については例外規程の該当性を1件1件慎重に吟味し、その上で公表できないのであれば、地方調達と同様、その理由も付すべきである。このような状態では、防衛予算が大幅に増額されている中、例えば予定価格と実際の落札価格を比較し、該当のおおのり無償や、予定が逆に転がっているかどうかの検証が国民にとってできず、不透明な予算執行になっていると言わざるを得ない。	個人	防衛省	契約に係る情報の公表について、公共調達の適正化に関する財務大臣通知(財計第2017号、18.8.25)に則り防衛装備庁長官通知(装備調達第10号、27.10.1)で規定しており、予定価格の公表については、物品等又は役務に区分される契約で市場価格方式により予定価格を定めている場合には公表することとしていますが、(1)3月以内に繰り返し同一の物品等又は役務の調達予定がある場合又は(2)差額状況を考慮し価格の変動要因がない場合その他契約担当官等が他の契約の予定価格を照准させるおそれがあると認められる又は他の事務又は事業に支障を生じのおそれがあると判断した場合、は、公表しないこととする(防衛装備庁長官通知3(3)ア(イ)ただし書き)と規定されており、その場合、当該理由を明記することは行っておりません。	・公共調達の適正化について(財計第2017号、18.8.25) ・公共調達の適正化を図るための措置について(通知)(装備調第107号、27.10.1)	対応不可	防衛装備庁長官通知において、3(3)ア(イ)ただし書きに該当するかの判断は、中央調達において契約担当官等が実施することになっており、予定価格を非公表とする場合は、その理由を掲載することにより、今後類似の調達が予定されていることが事前に周知され、調達上公平性が担保されることとなるため、制度の現状(通知)とおり当該通知の公表は行っておりません。いすれにせよ、今回のご提案も踏まえ、中央調達における契約担当官に対し、当該通知の趣旨を再周知した上で、引き続き適切な公表判断を行うよう努めてまいります。	
61	令和6年11月15日	令和7年2月18日	240907S198(1/3)不正登記防止申出の3か月ルールを撤回するまで続ける	不正登記防止申出は、「裏印が盗竊された可能性がある場合等に、申請人となるべきものから、申請人になりました者が申請するおそれがある旨を法務局に申し出る制度」(R4規制改革105回答)である。／準則35条1項9号は、不正登記防止の申出を「申請人となるべき本人からの申請人となるべき者に成りすました者が申請している旨又はそのおそれがある旨の申出」と定義する。／委任状を偽造すれば同じだから、代理人になりすましても適用されるはず。／たとえば、登記名義人が登記申請を処理する委任契約を締結して委任状を交付した後、委任契約を解除した場合、当該元代理人が代理人として申請しないよう申出する場合である。／一	一裏印を盗まれれば容易に委任状を偽造できるため、申請人と代理人とを区別する意義はない。／したがって、代理人としての不正登記についても申出が可能であると考え。／しかしそうすると、今度は準則35条8項の3か月ルールで矛盾が生じる。／申請人としての不正登記防止の申出は3か月で効力がなくなり、その延長を希望する登記名義人は自ら登録簿に再申請しなければならない。／これは、代理人としての不正登記を防止する場合も同じだろう。／ところで、不登記17条が代理権不消滅を規定する上、不登記体系は全面的に民法の代理制度を基礎としており、無権代理と表見代理についての規定も登記手続に適用される。／代理人に委任状を交付した後代理権が消滅し、当該委任状により代理行為が行われれば、代理権不消滅を認めて相手方たる登記官はその時点で善意になり、民法112条の代理権不消滅の無権代理として、本人たる登記名義人に対し善意無過失を主張でき、いすれず、申出後3か月が経過したことを理由に本人確認義務の消滅を主張できないのなら、登記申請に使用された委任状が無権限であることにつき悪意であるため、当該不正登記申請は不登記25条4号の「申請の権限を有しない者の申請」として、却下する義務が生じるのではないかと？／とりあえず却下義務は指くとしても、代理権消滅についてのみ3か月ルールが適用されず、裏印等の盗竊については3か月ルールが適用される不均衡は解消すべきだろう。／したがって、不正登記防止の申出制度自体から3か月ルールを廃止し、本人が申請する場合に別途、撤回の意思表示をさせる手続に改めるべきである。	商業登記センター	法務省	不正登記防止申出は、裏印や印鑑証明書が盗竊された可能性がある場合等に、申請人となるべきものから、申請人になりました者が申請するおそれがある旨を法務局に申し出る制度であり、その申出を基に、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足る相当な理由があるとするときは却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他の必要な情報の提供を求める方法により、申請人の権限の有無を調査しなければならないこととしています。	不動産登記法第24条、第25条、不動産登記事務取扱手続準則第33条第1項第2号、第35条第1項、第3項	対応不可	登記申請の際に添付することとなる印鑑証明書等の有効期間が3か月とされていることも踏まえ、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、その必要に応じて申出を繰り返し提出することができることとして、こうした取扱いには相応の合理性があるものと考えられます。そのため、御提案に対応することはできません。	
62	令和6年11月15日	令和7年1月20日	240907S198(2/3)不正登記防止申出制度の3か月ルールを撤廃。登記済証の失効制度を創設する	不動産登記事務取扱手続準則35条が定める不正登記防止申出は、権利証を紛失した登記名義人が当該権利証を用いて不正な登記申請をしないよう、事前に出す制度である。／その申出は「登記名義人」とされているから、当該権利証を紛失した本人も申請できる。／そしてこの制度は、3か月しか効力がない。／所有者の権利証を添付する登記申請には印鑑証明書の添付が必要で、登記申請で添付すべき印鑑証明書は発行後3か月でなければならぬ。従って権利証とともに印鑑証明書を盗まれたとしても、3か月を過ぎれば印鑑証明書が使えなくなってしまう問題がある。／答、商業登記法一	一に基づいて登録がされれば登記申請で印鑑証明書の写を省略できる。／そもそも、対象権利を変更するこの利用には意味がない。／法人の場合は3か月ルールを撤廃しますか？／答、法務省は、裏印の管理を厳重にしること、登録している印鑑を家裏よりとか言っただけ、3Dプリンタの精度が上がり、誰でも3Dプリンタで複製を簡単に購入できる時代になっては印の複製もできていない。／そして、印鑑の複製を簡単に購入できる時代であるとの説明は、無効な登記を抹消するコストがかからないことと前提としている。／弁済士費用が不動産価格を高めれば別に誰に誰で、何の理由にもならない。／自分で裁判を起こせる。法務省のおおんなりの常識を語っているだけ。／答、印鑑証明書の複製を簡単に購入できる時代である。／現在の抹消登記には印鑑証明書も不要である。権利証を入手すれば、あとは登録免許税を納付するだけで抹消登記申請の通過してしまう。／つまり、印鑑証明書が不要な抹消抹消登記については、3か月ルールには全く意義がない。／また、登録簿情報であれば失効の申出が可能である。／登記簿にはこの制度がない。／法務省はR3行政改革159回答で、登記済証の登記簿情報への交換手続を否定している。／したがって、登記済証が発行された担当者が不正登記防止申出しようとしたら、当該担当者が消滅するまで、3か月以内に申出を繰り返すことができない。これは権利証と登記簿によって無効である。／理由も一参り、不正登記防止申出制度の3か月ルールには意味がない。／撤廃しても、通知と本人確認義務が残るだけ。	商業登記センター	法務省	登記官は、不正登記防止申出に係る登記の申請があったときは、申請人等に対し、出頭を求め質問をし、又は文書の提示その他の必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならないこととしています。	不動産登記法第24条、不動産登記令第16条第3項	対応不可	不正登記防止申出がされた場合には、登記官は本人確認の調査や申出させた者に対する通知をとする特別の取扱いをするものとされています。もともと、こうした特別の取扱いを継続させる必要性は乏しいことから、印鑑証明書等の有効期間が3か月とされていることも参考し、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、必要に応じて申出を繰り返し出すことができることとされており、相応の合理性があるものと考えられます。そのため、御提案に対応することはできません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
63	令和6年11月15日	令和6年12月16日	スタートアップ支援等の観点から、省庁事業の支払における概算払の許容	<p>【委託事業・補助事業の支払いについて、必要に応じて柔軟に概算払ができるよう、委託事業事務処理マニュアル・補助事業事務処理マニュアルを変更して頂きたい】</p> <p>【省庁等によって概算払を認めるかどうかの取扱いの差をなくして頂きたい】</p>	<p>【スタートアップ等の場合、先進的な技術やサービスを持ち、委託事業・補助事業を遂行する能力があるにも関わらず、資力の乏しさから、入札に参加することが難しい場合が存在する。】</p> <p>【委託事業事務処理マニュアル・補助事業事務処理マニュアルには「原則として頂きたい【省庁等によって概算払を認めるかどうかの取扱いの差をなくして頂きたい】。】</p>	都銀懇話会	経済産業省 文部科学省 防衛省 内閣府 環境省	<p>【経済産業省】 現在、経済産業省では、事務処理マニュアル等の掲載HPや委託事業事務処理マニュアル及び補助事業事務処理マニュアルにおいて、ご提案理由に記載いただいた文言の通り、概算払を希望される場合には担当者にご相談いただき、財務大臣協議を通過して認めています。また、各調達・補助金交付の公募を行うひな形や契約書の案文においても、概算払の記載を明文化しており、委託事業における入札説明会等の場においても担当者から概算払に関する説明を行っているところです。</p> <p>なお、概算払については現行法令において規定されているところ、会計法第二十二條において「支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費」について支払いができることとされており、うち委託費及び補助金等の概算払については、予算決算及び会計法第五十八條において各省庁の長より財務大臣に対して協議を要するものとなっております。</p> <p>【文部科学省】 文部科学省の科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局においては、該当の委託契約事務処理要領に附し、委託契約に係る事務を行っています。</p> <p>【防衛省】 安全保障技術研究推進制度の委託契約では、研究機関から要望があり防衛省において必要性が認められたとき、財務大臣協議を経て概算払を実施しています。</p> <p>【内閣府】 成果運動型民間委託契約方式推進交付金は、成果運動型事業を委託する地方公共団体に対して交付しています。同交付金の交付要領において、交付金の支払いは、交付すべき交付金の金額が確定した後、に支払うものとされていますが、必要があると認められ、かつ会計法第22条及び予算決算及び会計法第58条第4項に基づき財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払を認めるものとしています。なお、地方公共団体が事業者へ委託費を支払う際の取扱いについては、各地方公共団体の判断に委ねられております。</p> <p>【環境省】 ご提案のあった「環境省委託契約事務取扱要領」においては、委託業務の進捗状況を参照し、必要と認める場合は、概算払ができる規定となっております。委託事業の概算払を認めるかどうかは、各省庁間の取組の統一を図るため、予算決算及び会計法第58条に基づき、財務大臣に協議することとなっております。</p>	<p>【経済産業省】 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十二条 予算決算及び会計法(昭和二十二年勅令第四十五号)第五十八条 【文部科学省】 現行制度下で対応可能 【防衛省】 予算決算及び会計法第58条 【内閣府】 その他</p>	<p>【経済産業省】 制度の現状欄に記載のとおり、経済産業省では、法令の取扱いを踏まえながら、概算払を推奨する取組みを行っています。また、予算決算及び会計法第五十八条にて財務大臣に対して協議を要することとなっているため、省庁毎に概算払を認めるかどうかの取扱いが異なることは基本的にはないと考えています。</p> <p>【文部科学省】 該当の委託契約事務処理要領には既に以下の記載があり、概算払の必要があれば、予算決算及び会計法第五十八条に基づく財務大臣に対する協議を経た後、概算払に対応できるようにしています。</p> <p>第17 委託費の概算払を希望するときは、甲に様式第15の「年間支払計画書」及び必要な関係資料を提出する。 2 甲に概算払の必要性が認められ、概算払を受けたいときは様式第18の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出する。 3 甲が前項の規定により提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認められたときは、様式第17の「概算払請求書」による。</p> <p>【防衛省】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【環境省】 現行制度下で対応可能 【環境省】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>		
64	令和6年11月15日	令和6年12月16日	全国交通安全運動の廃止	<p>春と秋、年2回実施している全国交通安全運動を廃止し、その予算を道路整備等のハード整備に充てる</p>	<p>現在、内閣府の主導により年2回の全国交通安全運動が実施されているが、地方の実施主体である地区交通安全協会等の担い手の高齢化が進んでおり、近い将来、継続が困難になることが予想される。</p> <p>そもそも、この運動自体、交通戦争と呼ばれた時代に交通安全思想の普及のための活動だったものと思うが、現代は教習所における新人ドライバーへの指導や教育機関での子供たちへの指導も充実しており、運動の必要性が薄れているのではないかと。</p> <p>また、昔とは違い、SNSなど市民が情報を得る手段が豊富にあるなかで、交通立脚のようなアナログな方法が有効なのか疑問である。</p> <p>いわゆる行政の「やってる感」の演出に過ぎない運動であり、今更これにより交通事故が減少するとは到底思えないので、運動自体廃止し、その浮いた予算を道路整備や信号機の設置等、ハード整備に充てた方が、余程有効に思えます。</p>	個人	内閣府	<p>「全国交通安全運動」は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の効果を図ることを目的として実施しております。</p>	<p>中央交通安全対策会議(会長:内閣総理大臣)が、平成12年12月28日に決した「全国交通安全運動の推進に関する基本方針」に基づき</p>	<p>対応不可</p>	<p>第11次交通安全基本計画は、交通事故のない社会の実現を目指し、令和7年の交通事故死者数を2000人以下という目標を掲げておりますが、令和5年の交通事故死者数は2678人であり、目標を達成するためには国民力を挙げて交通安全に取り組む必要があります。これには、指導員確保等による交通秩序の維持、道路整備、自動車技術の向上等に加え、国民の交通安全意識の向上が不可欠です。その国民の交通安全意識の向上のための重要な施策として全国交通安全運動があります。全国交通安全運動期間中は、主催機関・団体が中心となり、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、御指図のあった街頭活動だけでなく、交通安全教育、キャンペーンのほか、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に広げ啓発活動を活発に展開しております。また、高齢者が進む交通ボランティアの活性化や若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動も展開しており、時代に応じた取組として、交通安全教育動向の配信等、ウェブサイトのSNSの活用による情報発信を積極的に行ってまいります。毎年、春と秋の年2回実施されている、全国一斉「交通安全運動」は、広く国民に認知されており、連年増加中の交通事故死者数は減少傾向にあると、一定の成果が現れていることから、「全国交通安全運動」については継続実施していきます。</p>	
65	令和6年11月15日	令和6年12月16日	旅費システムSEABIS改修	<p>SEABISによる旅費の申請・決裁をより時間がかからないように改修する。</p>	<p>SEABISの作業は膨大で、手続きが煩雑。数万円の手続きに、数時間がかかっている。税金から人件費が大量にかかっている。作成にかかる作業時間を削減することで、公務員全体に占める時間・費用を削減され、税金が削減できる。</p>	個人	デジタル庁	<p>国家公務員の旅費業務については、財政制度等審議会財政制度分科会(令和5年4月28日開催)やデジタル臨時行政調査会(同年5月30日開催)において、国家公務員等の旅費に関する法律を含め、旅費制度について、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があり、これにより執行ルールの複雑さが増していること等から、広く見直しを行う必要があることが示されています。</p> <p>また、旅費業務プロセスの改善方針(令和5年9月8日旅費業務効率化推進会議決定)により本システムの見直しを進めることとされております。</p> <p>これに絡んで踏まえ、当該改善方針に沿って旅費業務を効率化すべく、令和7年4月1日の改正旅費法の施行、旅費業務マニュアルの改訂、旅費等内部管理業務共通システム(SEABIS)の改修を各所管省庁で実施しています。</p>	<p>国家公務員等の旅費に関する法律等</p>	<p>検討に着手</p>	<p>1. 令和7年4月の改正旅費法施行・旅費業務マニュアル改定に合わせ、現行システムの改修を行う</p> <p>2. SEABISの操作画面上に操作ガイドや利用マニュアルへのリンクを設ける等、UI/UX向上を図る</p> <p>3. 今後のデジタル環境の変化も見据え、本システムのUI/UXを一層大幅に改善することや、民間SaaS製品・パッケージ製品を可能な限りカスタマイズせず導入することも視野に入れたシステムの将来検討(次期システム(V4)検討)を行う</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
66	令和6年11月15日	令和6年12月16日	新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削ること	本人確認の際に、券面を自視確認するのではなく、マイナンバーカードのICチップを電子的に検証することが決定していますが、健康保険証や運転免許証などとしてマイナンバーカードを携帯する機会が増えることで、マイナンバーカードの紛失などでマイナンバー法第19条に抵触する危険性が高まるため、新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削ることが必要です。	マイナンバー法第19条では「マイナンバー法に書かれている場合にあらならないところでは、他人に特定個人情報を提供してはいけない」と定めていると思えます。自分の番号を他人に提供したり、カード面をネットに載せるなど不特定多数の目に触れる行為は禁止されているという認識です。マイナンバーカードの紛失について不安に感じている国民も少なくないことから、新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削ることが必要です。個人番号を把握しただけでは悪用できないと説明されていますが、それで納得する人ばかりではないと見えます。国民の納得感を得られる施策として、カードの券面から個人番号を削ることが必要です。	個人	デジタル庁総務省	マイナンバーカード券面(裏面)に個人番号を記載することとされています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	対応不可	個人番号カード券面におけるマイナンバー記載については、「次期個人番号カードスクワース」での最終とりまとめにおいて、各機関にマイナンバーを提供する際、自身のマイナンバーを券面で確認して記載や入力を行う場面が今後多発想定されることや、カードをコピーする運用が今予には無ならず、支障が生じるおそれがあることに鑑み、次期カードにおいても、カード券面の裏面にマイナンバーを記載することとされました。また、性別及びマイナンバーを含めた券面記載事項等について、利用者本人が電子的に提供でき、かつ、カードの提示を受ける者が確実に確認し、効率的に登録できるようにするため、カードのICチップに記載された券面記載事項等をスマホ等により個人情報保護に配慮しつつ、使いやすいうて読み取ることができアプリを固く開発し、無償で配布するなどし、さらに紛失時等にマイナンバーを見られることに対する不安に對しては、マイナンバーが他人に見られたとしても、マイナンバーだけでシステムへのアクセスや行政手続の申し込み等は一切できないため、個人情報を盗取されたり、給付金を詐取されるなど、損害を被ることはないとの周知に努めることとしております。		
68	令和6年11月15日	令和7年12月20日	確定拠出年金 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の軌化と標準的な企業型年金規約の提供	・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局(全国8箇所)毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって理解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。 ・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と申し内容で申請して承認されない場合がある。 ・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な類型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として類型の提供を要望するもの。	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と承認されるケースにおいては、同地域の事業主に不平等が生じないよう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。 ・企業型年金規約の標準的な類型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしなが、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛金設定方法)などについては、企業型年金規約の類型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局へ他の事業主に対して円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(類型規約の提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している)。 2022年度・2023年度規制改革要望において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご回答いただいているが、その後の状況を踏まえてさらなる改善を要望するもの。	一般社団法人日本障害者協会	厚生労働省	・企業型確定拠出年金規約は、厚生労働省が示している審査要領等に基づき、企業の所在地を管轄する厚生局が審査、承認を行っています。厚生局において判断が難しい案件については、随時厚生労働省へ投稿照会がなされ、当該照会照会の回答を各厚生局へ共有しています。 ・法改正への対応については、例えば、令和4年10月施行の法改正事項に関しては、令和3年8月6日付企業年金・個人年金課長通知「企業型DC加入者のDeCo加入の要件に係る対応について」により、規約の記載イメージを示すなど、法改正に伴う規約改正事項を各厚生局へ都度情報共有を行っています。	平成13年9月27日企業発第18号「確定拠出年金の企業型年金規約の承認基準等について」、令和3年8月6日企業発第0806号「企業型DC加入者のDeCo加入の要件緩和に係る対応について」	現行制度下で対応可能	引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。		
69	令和6年11月15日	令和7年2月18日	障害者雇用納付金等申請の事務改善について	障害者雇用納付金等の申請書の提出にあたっては、雇用する障害者の障害者手帳等の写しを事業者が保管することにより、マイナンバーを記載することにより、手帳の写しの保管を不要とするものです。	精神障害の手帳は更新が必要であるが、更新の都度写しを取得するには、更新時期の管理など事務作業が発生する。また、更新時期の直後に該当の従業員が退職した場合に、手帳の写しの提供が困難になり、実質的には雇用しているにもかかわらず、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の事後確認時に書証が不足している場合に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構がマイナンバーを利用して障害者情報を確認できれば、書証不足により否認されるケースがなくなり、公平性が高くなると思われます。	個人	厚生労働省デジタル庁	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業者が雇用する労働者に対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとされており、また、その写しについても障害者雇用制度を適正に運用する観点から一定期間保存しなければならないこととされています。	・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第1条の2第2号 ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和35年労働省令第38号)第4条の15等	対応不可	左記のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業者が雇用する労働者に対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとされており、また、その写しを事業者が一定期間保存することについても、事業者自身が、雇用する労働者に対象障害者であるかどうかを適切に把握するために必要であることから、障害者雇用率制度を適正に運用する観点から、障害者手帳等の写しの保存を不要とすることは困難であると考えています。		
70	令和6年11月15日	令和6年12月16日	内閣官房のホームページをリニューアルする	内閣官房のホームページをリニューアルする	内閣官房のホームページは、他省庁と異なり、昔く見たような古めかしいホームページのデザインをしており、発信力や信頼性が弱いと思います。例えば、内閣官房のホームページを見ると、多くく多くの数の会議が掲載されていますが、すでに廃止された会議があたかも現在も設置されていると国民に誤解を生むような作りになっています。例えば、10年以上前の平成24年に廃止された核廃止、海軍艦隊関係関係者連絡会議のページを見ると、どこにもこの会議は、廃止されています。」と書いてません。今すぐ書いたほうが良いと思います。このように、国民を誤解させるような情報を掲載すると、発信力や信頼性が弱くなり、国民の利便性が高まり、よいことだと思います。なお、廃止された会議でもその資料が掲載されているの、誰でもいつでも閲覧できて便利なので、わざわざ消す必要はないと思います。よろしくお願ひします。	内閣官房ホームページにおける会議情報については、「各種本部・余剰等の活動情報」ページ(URL:https://www.cas.go.jp/seisaku/seisaku/index.html)に「現在進行中の会議等」を一覧で掲載しており、当該ページの下部に「過去に掲載していた会議等」の一覧のPDF(URL:https://www.cas.go.jp/seisaku/kako_ichiran.pdf)を掲載しているところです。	個人	内閣官房	なし		検討を予定	御提案を踏まえ内閣官房ホームページの発信力と信頼性の更なる向上について、運用面の課題や費用対効果等を踏まえて検討させていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
71	令和6年11月15日	令和6年12月16日	雇用保険電子申請の拡大	雇用保険取得届及び喪失届において、「訂正・取消」についても電子申請を可能としたい。	現在、雇用保険取得届及び喪失届については、電子申請が可能となっているが、「訂正・取消」については電子申請ができない状況である。パソコンや窓口の手続きのために時間を要することになり業務が複雑化されていることから、「訂正・取消」についても電子申請ができるようシステムを見直していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	なし	なし	対応	提出済みの雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の内容の訂正・取消(「雇用保険被保険者資格(取得・喪失)等届(訂正・取消)届」)についても令和9年1月から電子申請を可能とする方向で検討しています。	
72	令和6年11月15日	令和6年12月16日	在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の適用の見直し	店舗の店長クラスを対象にした、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の適用に関する申請・認可要件を定めた通達を各地方出入国在留管理官署向けに出していきたい。また、「コンビニエンスストア」の技術・人文知識・国際業務の明確化を制定し、出入国在留管理官署ホームページにて提示していただきたい。	卒業後の留学生等のコンビニエンスストア加盟店での受入れについて、店舗の店長クラス業務についてはマーケティング、マーケティング、店舗運営管理の兼業が求められる。就学上のIT・ビジネスの専攻と関連性が深いことを説明し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更する際にも求められる外国人本人の学歴上の専攻と、従事できる業務の関連性について、従来よりも幅広く認めてほしいと希望していること、当該ガイドラインにおいて、コンビニエンスストアにおける店舗管理業務等に従事することを希望し在留資格変更許可申請に及んだ場合における事例の掲載はしていません。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、ガイドライン「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等についてを公表していること、当該ガイドラインにおいて、コンビニエンスストアにおける店舗管理業務等に従事することを希望し在留資格変更許可申請に及んだ場合における事例の掲載はしていません。	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について(最終改定令和6年2月)	検討に着手	御提案の対応の適否について検討を行っているところ。	
73	令和6年11月15日	令和6年12月16日	指定公金事務取扱者制度における対応方針の明確化	令和5年地方自治法等の改正により、令和6年4月1日から指定公金事務取扱者制度が開始となったが、現状では、収納代行サービスの観点から、指定公金事務取扱者の認定を受けるべきは収納代行事業者か、又は団体の事業者か等、対応方針が明確になっていない部分があり、今後どのようにこの制度を運用していくべきか方向性が定まっていぬ状況である。また、運用では一部自治体より当該会の一部委員がコンビニエンスストアに対して、履歴事項全部証明書等の提出を求められたケースもあり、自治体によって対応が異なる。この課題を解決し、各自治体及び公共団体、事業者間での本制度の対応方針を明確化していくために、今後の制度運用についての周知・啓発を実施していただきたい。これにより本制度への理解が深まり、円滑かつ効率的な制度対応が可能となると考える。	令和5年地方自治法等の改正により、令和6年4月1日から指定公金事務取扱者制度が開始となったが、現状では、収納代行サービスの観点から、指定公金事務取扱者の認定を受けるべきは収納代行事業者か、又は団体の事業者か等、対応方針が明確になっていない部分があり、今後どのようにこの制度を運用していくべきか方向性が定まっていぬ状況である。また、運用では一部自治体より当該会の一部委員がコンビニエンスストアに対して、履歴事項全部証明書等の提出を求められたケースもあり、自治体によって対応が異なる。この課題を解決し、各自治体及び公共団体、事業者間での本制度の対応方針を明確化していくために、今後の制度運用についての周知・啓発を実施していただきたい。これにより本制度への理解が深まり、円滑かつ効率的な制度対応が可能となると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	令和6年4月1日に指定公金事務取扱者制度が開設され、普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出の事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該事務を委託することができることとされた。	地方自治法第243条の2	その他	地方公共団体が取り扱う公金には様々な種類があり、取り扱う公金の種類によって、どの事業者を指定公金事務取扱者として指定すべきかは変わり得ることから、一律の方針を定めることは困難です。また、指定公金事務取扱者を指定するに当たり、当該指定公金事務取扱者の状況によっては、資本金の額を確認する等の観点から、履歴事項全部証明書の提出を求めなければならないこともあり得ると考えられますが、可能な範囲で地方公共団体と事業者の双方にとって効果的な対応とすることが求められているものと考えていることから、必要に応じて地方公共団体に助言を行うまいります。	
74	令和6年11月15日	令和7年2月18日	240921205[1/4]共同担保目録をオンラインで無料公開する	登記官は、2以上の不動産に関する担保権の設定登記があった場合、共同担保目録を作成しなければならない(規則166条)。この規定の名義人は登記官であるため、共同担保目録は、登記官が所属する、申請された登記所ごとに作成される。すなわち、複数の登記所管轄にまたがって共同担保が設定された場合、同一内容の共同担保目録が登記所ごとに作成される。この共同担保目録は、すでに共同担保目録が作成されている場合の担保権追加設定において、申請情報として利用される(令別表55「かこ書」)。共同担保目録がある追加設定では、他の共同担保目録には何も記録されず、目録のみ新たな物件が追加されるからである。この制度一	一設計を前提にすれば、共同担保の一部を抹消する場合には共同担保目録を申請情報としなければならない(規則166条)。共同担保目録は対抗要件ではないにせよ、追加設定の場合にのみ、申請中の証明書発行を停止する意味が分らない。追加設定は申請人が利益を受けるため、共同担保目録を特記し、抹消では登記官が職権で管理するってことですが、(仮)仮として、共同担保目録を証明書として発行する制度の整合性が見つからない。証明書の発行を受付段階で停止するならば受付段階において登記記録の調査が必要になり、「直ら」受付手続をしなければならない準則規定と矛盾するからである。したがって、法務省は共同担保目録を無料公開し、抹消登録の申請情報として登録付与すべきである。「証明書の発行を規定する法119条1項は「登記記録に記録されている事項」についての証明を規定し、法条5号は登記記録を「一筆の土地又は一筆の建物」として作成される電磁的記録としているから、法令上、共同担保目録は手数料を徴収して発行する証明書の対象ではない。そして上述のように、登記官として証明書の真正発行を行うには、正確な共同担保目録番号を申請情報として知らなければならない。共同担保目録をオンラインで無料公開し、オンライン申請システムでは、申請人が申請不動産を入力した段階で、当該不動産が含まれている共同担保目録を選択できるようにすべきである。これにより、申請人は正しい迅速な入力が可能になるだけでなく、登記所側も、登記手続と証明書発行手続において正しく迅速な処理が可能になる。これが不登法の制度設計。	商業登記センター	法務省	共同担保目録は、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく登記をするときに、担保権の登記事項を明らかにするために登記官が作成するものであり、登記記録の一部として取り扱われる。登記事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録に記録された事項について証明を求めると同時に、手数料を納付することで、共同担保目録のある登記事項証明書の交付を受けることができます。	不動産登記法第83条第1項第4号、同条第2項、第119条第1項、第166条第1項、第193条第1項第5号、第196条、第197条第2項第4号	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、共同担保目録は登記記録の一部であるため、共同担保目録に記録された事項について証明した書面の交付を請求する場合には、手数料を納付していただく必要があります。また、オンラインで抹消登記の申請をする場合における共同担保目録の記号及び番号の入力を必須のものとするとは、申請人の負担を不必要に重くすることになるため、対応することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
76	令和6年11月15日	令和7年1月20日	貸金業法上の「金銭の質権の媒介」の該当基準の明確化	貸金業法上の「金銭の質権の媒介」の該当基準を定め、事業者団体が相互扶助の精神で構成員の便宜を図るとは、貸金業法上の「金銭の質権の媒介」に該当する。貸金業登録が必要がないことを明確にしたい。	借に出回っている解釈や解説の中には、事業者団体が構成員のために銀行や信用金庫等に融資を仲介を行うことも貸金業法の「金銭の質権の媒介」に該当するかのよなものがある。該当基準を明確にしたい。例えば、商工会・商工会館所の中には、会員限定サービスとして、日本貸金業協会・地銀・信連に融資業務の委託をしているところがあります。他の団体についても商工会・商工会館所と同程度の会費や手数料レベルであれば、「業として行う」に当たらない等と基準・解釈を示してください。	個人	金融庁	貸金業法第2条第1項において、貸金業について、下記のとおり規定されております。 第2条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付又は金銭の質権の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該債権によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これを総称して「貸付」という。）であつて行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 国又は地方公共団体が行うもの 二 国又は地方公共団体に特別の規定のある者が行うもの 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの 四 事業者がその従業者に対して行うもの 五 前各号に掲げるものほか、資金需要者等の利益を横ならせおそれない認められる貸付を行う者で政令で定めるものが行うもの	貸金業法第2条第1項	現行制度下 で対応可能	貸金業法上の「金銭の質権の媒介」の該当性については、金銭の質権を内容とする契約の成立に向けた一連の行為等を総合考慮して個別に判断されるものであり、一律に基準をお示しすることは困難です。なお、「金銭の質権の媒介」の解釈については、金融庁より、「一般的な法令解釈に係る照会手続」に基づく照会への回答（平成27年12月1日）において下記のとおりお示しております（本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などは、考え方の異なるものとなることもあります。また、もとより、捜査機関の判断や裁判の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。）。<参考URL（金融庁ウェブサイト）> 照会：https://www.fsa.go.jp/common/naact/ippankaitou/kashikin/01a.pdf 回答：https://www.fsa.go.jp/common/naact/ippankaitou/kashikin/01b.pdf	
77	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240928Z12[4/5]刑務所や留置場へ常勤介護職員を常勤導入し、刑務官や警察官を減らす	留置施設視察委員会の意見と措置によれば、留置施設での勤務は警察官に人気がないため、「警電門」と称して、次の人事異動で希望を申し出ずるが、そのため若手職員の離職が深刻で、NHKによれば、3年以内に離職する女性職員は37%と高く、留置施設では同様の数字になるだろう。/>そこでは、公務員の労働イメージと現実の業務とのギャップがある。/>したがって、刑務所留置施設での介護業務に従事する職種を新たに定直し、募集をかければよい、なぜ刑務所留置施設は治安維持職員だけで運営しなければならないのか?>トイレもままならない高齢者が通常の粗糲食のように危険であるとは考えにくく、被収容者からの暴力リスクは一般の介護施設でのリスクと変わらないと考える。/>そもそも、被収容者がある程度危険であるという想定が前提的である。/>そうであれば、高コストな治安維持職員に介護業務をやらせるよりも、最初から介護専門職を採用して、介護業務に従事させるべきではないか?>要介護者が少なければ、検閲や洗濯などの低リスク業務に従事させればよい。その場合は、単純な介護職ではなく、権力的運営業務に従事する。/>この棲み分けは公務員のストレス軽減だけでなく、低賃金介護業界で働く介護従事者は安定と高賃金を得ることができ、/>また、異業種からの転職を受け入れることで、閉鎖的な収容施設の不祥事も減らさう。	一務に従事する非常勤補助員の雇用を提案しているけれど、予算を確保できなかったり、政策的に非常勤職員を減らしたりで、問題解決にはつながらない。/>そこで、刑務所留置施設における非権力的業務に従事する補助員の雇用を、法令で規定することを提案する。/>留置場の先にある刑務所では受刑者の高齢化が進み、刑務官はおつ交際等の介護業務に従事しているらしい。/>そのため若手職員の離職が深刻で、NHKによれば、3年以内に離職する女性職員は37%と高く、留置施設では同様の数字になるだろう。/>そこでは、公務員の労働イメージと現実の業務とのギャップがある。/>したがって、刑務所留置施設での介護業務に従事する職種を新たに定直し、募集をかければよい、なぜ刑務所留置施設は治安維持職員だけで運営しなければならないのか?>トイレもままならない高齢者が通常の粗糲食のように危険であるとは考えにくく、被収容者からの暴力リスクは一般の介護施設でのリスクと変わらないと考える。/>そもそも、被収容者がある程度危険であるという想定が前提的である。/>そうであれば、高コストな治安維持職員に介護業務をやらせるよりも、最初から介護専門職を採用して、介護業務に従事させるべきではないか?>要介護者が少なければ、検閲や洗濯などの低リスク業務に従事させればよい。その場合は、単純な介護職ではなく、権力的運営業務に従事する。/>この棲み分けは公務員のストレス軽減だけでなく、低賃金介護業界で働く介護従事者は安定と高賃金を得ることができ、/>また、異業種からの転職を受け入れることで、閉鎖的な収容施設の不祥事も減らさう。	商業登記センター	法務省 警察庁	【法務省】 刑務施設においては、心身の障害や高齢等の事由から、処遇上特段の配慮を必要があると思われる受刑者に対し、社会生活のための適応性を醸成し、円滑な社会復帰に資することを目的とした施設を創設して、身体に障害等があり支助が必要な受刑者に対しては、職員の介介介等といった障害等に配慮した処遇を実施しています。 【警察庁】 留置施設の規律及び秩序を維持し、逃走等の事故を防止するため、留置担当官が被留置者の処遇を行っています。	【法務省】 なし 【警察庁】 なし	【法務省】 【警察庁】 対応不可	【法務省】 介護業務に従事する職員の配置については、被収容者の高齢化等の状況を踏まえ、今後も必要な体制の整備に努めてまいります。 【警察庁】 引き続き、留置施設の規律及び秩序を維持し、逃走等の事故を防止するため、留置担当官が被留置者の処遇を行っています。	
78	令和6年11月15日	令和6年12月16日	中央省庁に発出された庁舎の空調管理に関する通知を地方自治体にも発出	国民が一番身近な行政である地方自治体に対して、室温28度以下にこだわらない空調設備の運用を促す。	内閣官房内閣人事局と人事院が令和6年8月9日に各省庁に発出した「快適で安全な執務環境の確保について(通知)」では、室温設定を28度以下にこだわらない機器の運用や夜間の延長運転について柔軟な運用を求めている。 https://www.jinri.go.jp/content/000005279.pdf	個人	総務省	提案理由に記載の通知は、快適で安全な執務環境を確保してもらうため、内閣人事局及び人事院から各省庁に対して発出したものであり、地方公共団体に対して対応を求めたものではありません。労働安全衛生法第72号により、事業者は快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないとされており、快適な職場環境の実現に向けては、事業者であるそれぞれの地方公共団体において、対応いただくことになっております。	労働安全衛生法	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
79	令和6年12月12日	令和7年1月20日	性犯罪被害者への配慮と警察官の専門性を高めるためのテレビ会議システム導入による告訴手続改革	近年、性犯罪被害者への支援強化が喫緊の課題となっている。同性の警察官に対応させる配慮はされるものの、対面する警察官に直接伝えることは、被害者にとって精神的負担が大きい。そこで、警察官にテレビ会議システムを導入し、画面越しに警察官に告訴意思を伝えることができる制度を提案する。これにより、警察官又は警察本部に所属する専門の担当者が被害者のケガに細心の注意を払いながら対応することで、被害者の精神的苦痛を減らすことが期待できる。	1.性犯罪被害者への配慮 対面する警察官に被害申告することは、性犯罪被害者にとって心理的負担が大きい。そこで、同性の警察官に直接伝えることは、被害者にとって精神的負担が大きい。そこで、警察官にテレビ会議システムを導入し、画面越しに警察官に告訴意思を伝えることができる制度を提案する。これにより、警察官又は警察本部に所属する専門の担当者が被害者のケガに細心の注意を払いながら対応することで、被害者の精神的苦痛を減らすことが期待できる。	個人	警察庁 法務省	「告訴がなければ公訴を提起することができない」とされていた性犯罪については、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）により、告訴なしで性犯罪の被疑者に対して公訴を提起することができるようになりました。もっとも、事件に当たっては、証拠の収集、供述調書の作成等について、被害者の方に対面での対応をおこなう必要があります。	刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号） 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄にあるとおり、刑法上の性犯罪については、法改正により非告訴罪とされており、性犯罪の被疑者の公訴提起にあたって告訴は不要となります。そのため、被害者の方が犯人の処罰及び犯人検挙に向けて捜査を求めるときには、告訴の必要はなく、適宜の方法で警察に被害申告することで足りることになっております。もっとも、被害申告がなされた場合、捜査の過程で、証拠の収集等は不可欠であり、被害者の方に対面での御対応をお願いする場面は避けられないところ。性犯罪被害者等への対応については、引き続き、全ての警察官が、警察こそが被害者等の人格の擁護者であることと自覚し、被害者の立場に立ち、被害者の被害状況、体調等に配慮しながら事情聴取に当たると、捜査過程における被害者等の負担の軽減に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
80	令和6年12月12日	令和7年1月20日	課長以上に昇進させる条件にマネジメント研修の受講を義務付ける。	課長以上に昇進させる条件にマネジメント研修の受講を義務付ける。	国家公務員は、人事評価が機能していないと思います。その証拠に防衛省でハコトラした事務官が懲戒処分されています。このような人間がどうして人事評価で高評価されて事務官という高級官職に出世できるのかわかりません。課長以上の高級官職に昇進させる条件に、マネジメント研修を受講させ、その修了テストに合格することを絶対にするべきではないでしょうか。少なくとも今は、ハコトラやマネジメント能力が欠如した人間でも課長以上に昇進してしまうくらい人事評価が機能していないので、地方自治体のように昇進のための研修を必須にしているにかなるべきではないでしょうか。ハコトラやマネジメント能力が欠如した人間が高級官職になることをなくせば、公務員の皆さんの士気も上がり、公務員に対する国民の信頼も向上すると思います。よろしくお願います。	個人	人事院 内閣府	<p>…一般職の国家公務員の昇任等の任用に当たっては、職員の人事評価又はその他の能力の実証に基づきとされていきます。この点、御提案にありますような本省の課長級相当以上の官職への昇任に当たっては、①人事評価の結果、②昇任させようとする日以前2年以内で懲戒処分等を受けていないこと等が昇任の要件となっています。</p> <p>・なお、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第61条の9第1項では、「内閣総理大臣、各省大臣…は、幹部職員の候補となり得る管理職員…としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員…を育成するための課程(…幹部候補育成課程…)を設け、…適用するものとする」と規定されており、これを受けた幹部候補育成課程の運用の基準(平成26年8月29日内閣府告示第1号)第504において「各大臣等は、課程対象者に対し、政府全体を導くものとして管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の向上等を目的として内閣総理大臣が実施する研修を計画的に受講させるものとする。」とされています。</p> <p>内閣人事局ではこれに該当する研修として、「幹部候補育成課程中央研修(係長級・課長補佐級)を毎年実施しており、マネジメントに関する講義の受講を必須とすることで、各省等の課程対象者のマネジメント能力向上に努めています。</p> <p>・また、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和6年1月16日一部改正)では「全ての管理職に、管理職に昇任する前後にマネジメント能力の向上に向けた研修を受講させることとし、…内閣人事局、人事院及び各府省等が研修を実施する。」と規定されています。これに該当する研修として、内閣人事局では、各省等の全ての新任管理職員を対象として「マネジメント能力向上のための新任管理職員向けワークショップ」を実施しています。そのほか、本省等の新任管理職員を対象とした「新任管理者マネジメント研修」も実施し、管理職のマネジメント能力向上に努めています。</p>	【昇任要件について】 国家公務員法第33条、58条、第61条の3 「適格性審査基準」(平成26年6月4日内閣府告示第1号) 人事院規則6-12(職員の任免)第25条第2号及び第30条 【研修について】 国家公務員法第61条の9第1項 幹部候補育成課程の運用の基準第504 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
81	令和6年12月12日	令和7年2月18日	電子申請による就業規則届の受理印押印について	電子申請による就業規則届の受理印押印について	就業規則変更届、意見書、提出届規定の全てに受理印を押し、諸規定を確実に届け出たことを担保することで、以下の手続、審査において、就業規則等、諸規定が労働基準監督署に届け出たことの確認を都度、行う膨大な手間・時間を削減し、不都合が生じている。 就業規則変更届、意見書、提出届規定の全てに受理印を押し、諸規定を確実に届け出たことを担保するべきである。	個人	厚生労働省 金融庁	なし	対応	雇用関係助成金等の申請のたし就業規則等の諸規程に受理印の押印を要する場合には、添付するファイル名にあらかみ【押印希望】等と付していただくことで、審査者において受理印を押しすることが可能です(=GoV電子申請の対象手続中「電子申請方法別利用案内」においてご案内しています)。		
82	令和6年12月12日	令和7年2月18日	キャリアアップ助成金の申請書の送付先について	「キャリアアップ助成金」の申請・控え書類の送付先について 神奈川労働局では、特にホームページ等での事前周知等もなく(現在も周知はない)、郵送申請での控え書類の送付を行っていない。 …受理したことの確認は、郵便の追跡記録で確認してほしい。 …窓口に出向いた場合は、申請書類の控えに受理印を押しする。 …郵送申請で同封された申請書類の控えは、申請者の同意を得てシレッター廃棄している。 …郵送申請で同封された返信用の封筒(切手貼付)は窓口を受け取りに来れば返送するが、受け取りに来なければ都道府県労働局で保管している。 …非効率・不親切な取扱いを改善すべきである。	「キャリアアップ助成金」の申請・控え書類の送付先について 神奈川労働局では、特にホームページ等での事前周知等もなく(現在も周知はない)、郵送申請での控え書類の送付を行っていない。 …受理したことの確認は、郵便の追跡記録で確認してほしい。 …窓口に出向いた場合は、申請書類の控えに受理印を押しする。 …郵送申請で同封された申請書類の控えは、申請者の同意を得てシレッター廃棄している。 …郵送申請で同封された返信用の封筒(切手貼付)は窓口を受け取りに来れば返送するが、受け取りに来なければ都道府県労働局で保管している。 理由は、以下である。 …いゆる“地方ルール”を廃止して、全国統一すべきである。 …非効率・不親切な取扱いを改善すべきである。 …受理印押印した提出書類の控えを申請者に郵送により返却するべきである。 …無駄な事務作業がなくなり、時間が削減され、効率的な行政運営を行うことができる。	個人	厚生労働省	<p>雇用関係助成金支給要領 第2各助成金別要領 11キャリアアップ助成金0603(支給申請書の受理(共通))においては、事業主等からの提出のあった申請書類等の写しを交付すること等を全国一律的な対応としては定めていません。</p> <p>…の上で、0601(支給決定及び通知)においては、「管轄労働局長は、事業主が提出した支給申請書の内容を審査し、結果、助成金を支給することが適当と認められる場合には、支給額を確定した後(支給決定を行い)、当該事業主に通知する。また、助成金を支給することが適当と認められない場合には、支給決定を行い、当該事業主に通知する。」としており、事業主等からの支給申請に対しては、支給決定通知書又は支給決定通知書にて通知することで対応しています。</p> <p>…雇用関係助成金別要領 第2条第6号 …雇用関係助成金別要領 第11条の2の7、附則第17条の2の7、附則第17条の3 …雇用関係助成金別要領 第2各助成金別要領 11キャリアアップ助成金</p>	対応不可	各都道府県労働局においては、事業主等から支給申請書の提出があった場合、支給申請書等の内容を確認するとともに、必要に応じて事業主等に対する確認、疑義が生じた場合に追加での書類提出、事業所訪問等を通じた確認等を行った上で、支給の可否を判断し、当該判断結果を支給決定通知書又は支給決定通知書にて通知することとしております。 一方、事業主等からの提出のあった申請書類等の写しを交付することについては、郵送で提出された申請書類等のコピーや郵送での返却作業など、事務処理が煩雑になることから、全国一律的な対応はしてありません。(ただし、各都道府県労働局においては、事業主等からの求めに応じて行政サービスの一環として、申請書類等の写しを交付する場合があります。) 今後、雇用関係助成金別要領においても、電子申請によるオンライン申請を進めたいります。電子申請においては、申請審査状況の確認や、ご提出いただいた申請書類等の電子媒体の確認が可能であるため、電子申請での申請を行っていただくより更なる普及促進に努めたいります。		
83	令和6年12月12日	令和7年2月18日	災害対策基本法における被災証明書の発行の対象となる災害と国民保護法における被災証明書の発行が可能なかの整理	災害対策基本法において、災害とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の大規模な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の原因により生ずる被害」と定義されている。 一方、国民保護法において、武力攻撃災害とは、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的又は被害」と定義されている。 …仮に武力攻撃事象が発生し、他国のミサイル攻撃や航空攻撃等により発生した火事や爆発等が原因となる被災者が、各自保に別し、災害対策基本法における「大規模な火事若しくは爆発」に該当するとして、被災証明書の発行を求めると、自治体が困惑する恐れがある。 被災者生活再建支援法との関係や、そもそも人為的に引き起こされた災害であること、仮に家庭等に被害があっても、他国の武力攻撃によるものか、自衛隊の反撃によるものか判別がつかない等、様々な問題から、武力攻撃災害は被災証明書の発行に適さないようにも思われるが、それを含め、両法における「災害」の定義の違いや、被災証明書の発行が可能なか等を整理し、自治体に通知するべきではないか。 上記対応により、方が武力攻撃事象・武力攻撃災害が発生しても、自治体の業務の混乱を防ぐことができるものと思われる。	災害対策基本法第2条第1項に規定する災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の大規模な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害で定める原因(※)により生ずる被害」を指し、国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害は、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害」を指すものであり、国民保護法における武力攻撃災害は、一般には災害対策基本法における「大規模な火事若しくは爆発」に該当するとして、被災証明書の発行を求めると、自治体が困惑する恐れがある。 被災者生活再建支援法との関係や、そもそも人為的に引き起こされた災害であること、仮に家庭等に被害があっても、他国の武力攻撃によるものか、自衛隊の反撃によるものか判別がつかない等、様々な問題から、武力攻撃災害は被災証明書の発行に適さないようにも思われるが、それを含め、両法における「災害」の定義の違いや、被災証明書の発行が可能なか等を整理し、自治体に通知するべきではないか。 上記対応により、方が武力攻撃事象・武力攻撃災害が発生しても、自治体の業務の混乱を防ぐことができるものと思われる。	個人	内閣府 内閣府	<p>災害対策基本法第2条第1項に規定する災害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の大規模な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害で定める原因(※)により生ずる被害」を指し、国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害は、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害」を指すものであり、国民保護法における武力攻撃災害は、一般には災害対策基本法における「大規模な火事若しくは爆発」に該当するとして、被災証明書の発行を求めると、自治体が困惑する恐れがある。 被災者生活再建支援法との関係や、そもそも人為的に引き起こされた災害であること、仮に家庭等に被害があっても、他国の武力攻撃によるものか、自衛隊の反撃によるものか判別がつかない等、様々な問題から、武力攻撃災害は被災証明書の発行に適さないようにも思われるが、それを含め、両法における「災害」の定義の違いや、被災証明書の発行が可能なか等を整理し、自治体に通知するべきではないか。 上記対応により、方が武力攻撃事象・武力攻撃災害が発生しても、自治体の業務の混乱を防ぐことができるものと思われる。</p> <p>(※) 災害対策基本法施行令第1条上、「放射線物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」とされている。</p>	現行制度下で対応可能	災害対策基本法上の「災害」と国民保護法上の「武力攻撃災害」の定義の違いは明らかであり、両者の定義による自治体の混乱は生じないものと承知しています。 災害対策基本法に基づく被災証明書の交付については、自治体への研修等を実施するなど、引き続き制度の周知に努めるほか、武力攻撃災害に関して、自治体からの問合せ等があった場合には、適切に対応してまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
84	令和6年12月12日	令和7年2月18日	241005Z16[3/4]申請人に送付する方法を、送付書類の機密性に従って行政手続統一で格付けする	個人が不動産登記申請完了書類を受け取る場合、登記識別情報が発行されるときは本人限定受取郵便でなければならない(規則83条4項)。それ以外の場合でも書留郵便でなければならない(55条7項、182条3項)。／他方、登記事項証明書を郵送で受け取る場合は、普通郵便でもよい(187条6項)。／したがって、不動産登記申請で資格証明書や前登記を登記事項証明書を証明書として提出して原本送付請求し郵送で受け取る場合は、登記識別情報や登記完了証が同封されていない、書留郵便でなければならぬ。／これは明例的な取扱いではなく、不動産登記法がオンライン申請(法182条)とオンライン交付(規則83条1項、182条1項)→	一を原則としていながら、法務省が会社法人等番号が異なる場合の資格証明書(R4規制改革84(83)に変更)回答や、不動産番号による前登記証明書(R3行政改革184回答)の添付省略を認めていない結果として、制度的にそうならざるを得ないものである。／オンライン手続については、その審査・決裁・通知等を一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る(R5規制改革97回答)ではなかったのか?この矛盾は、政府がオンライン理論によって法令を策定する一方で、実務については省庁に丸投げしている結果である。／登記識別情報の送付に本人受取郵便を義務付付たり、登記完了証が書留でなければならない点は指し示しても、原本送付書類について送付書類にかかわらず、一律に書留郵便を強いるのは申請障害である。／そもそも市町村の戸籍簿本や法務局の登記されていないことの証明でも普通郵便で送付しているのに、書留郵便を義務付ける。それ以上に重要な原本送付書類とは何なのか?／戸籍簿本は「個人情報を取り扱うことから」(R5規制改革80回答)国家資格者にはみ本人以上の職務上請求を認め、成年後見制度は「戸籍に記載されることにつきましても、関係者にとって強い心理的抵抗感」(H1111(6)参議院法務委員会(法務改革))があるため戸籍から切り離したなら戸籍簿本以上に厳格な情報管理が必要になる。／それにもかかわらずこれらの書類は普通郵便で送付されるのに、登記事項証明書の原本送付が書留で均等に受取る。／行政手続全体で機密性の格付けをして、送付書類ごとの送付区分を明確化するべきである。	商業登記センター	法務省	原本の送付は、申請人の申し出によって原本を送付する方法によることができます。また、原本の送付は、申請人が申し出た住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによって行われとされています。	不動産登記規則第55条第1項、第6項、第7項	対応不可	一般に、送付請求がされる申請書の添付書類の原本は、申請人にとって重要なものですので、送付の方法により送付する場合には、確実に申請人に届けることができるよう、書留郵便等によることとされており、御提案のように対象文書の種類によって書留郵便によることとする取扱いをすることはできません。	
85	令和6年12月12日	令和7年1月20日	戸籍の振り仮名の届書の様式について	法務省において作成した「戸籍に振り仮名が記載されます」と題したホームページが記載されます」と題したホームページについて、氏及び名の振り仮名の届書のWord様式を提出する。Word様式の提出が困難である場合は、PDFに文章を入力できるよう、データを加工したものを提出してほしい。	法務省において作成した「戸籍に振り仮名が記載されます」と題したホームページについて、氏及び名の振り仮名の届書のPDF様式が掲載されている。PDF様式を印刷して手書きで書くのは煩雑であるので、Word形式のように入力可能なものを提出いただける手続が円滑になると考える。なお、署名欄に入力されることを危惧しているのであれば、PDFに文章を入力できる項目を設定したデータを提出してほしい。せっかくホームページを作成したのだから、使いやすいものにしていただきたい。	個人	法務省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、令和7年5月26日から戸籍の記載事項に氏名の振り仮名及び名の振り仮名が追加されることとなりました。現在、その広範に取り組んでいるところ、広範の一環として特設ホームページ(https://www.moj.go.jp/MinJU/furigana/flow.html)に振り仮名の届書の様式案を掲載しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)第7条 附則第1条第3号 附則第6条～第14条	検討を予定	現在、特設ホームページに掲載しているのは、飽くまでも案であることから、届書の様式が確定した段階で、編集可能な形式を掲載することを検討します。	
86	令和6年12月12日	令和7年1月20日	高圧ガス保安法における製造保安責任者や販売主任者などの免状のカード化	高圧ガス保安法における製造保安責任者や販売主任者などの免状について、プラスチックの形式で交付する。	現在、該当の免状は手帳型で発行されている。この手帳を作業中に携帯する規定になっているが、手帳型はかさばるし、作業によっては他の免状・免許証も携帯する必要があるので、かさばらないカード型にしてほしい。	個人	経済産業省	法令上、高圧ガス製造保安責任者免状や高圧ガス販売主任者免状は、縦7センチメートル、横11センチメートルの様式により発行することとしています。	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第29条第5項 高圧ガス保安法に基づき高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第2条第1号	検討に着手	いただいたご意見は、今後、高圧ガス保安行政の運用見直しを検討において参考とさせていただきます。	
87	令和6年12月12日	令和7年1月20日	戸籍の管轄法務局長への訂正許可申請時の戸籍簿本添付の省略	戸籍法24条2項に基づく管轄法務局長への訂正許可申請時において、申請書に対象戸籍及び関連戸籍を特定できるように明記することから、戸籍簿本の添付を省略してほしい。また、この取り扱いができる場合は市町村に周知してほしい。	戸籍法24条2項に基づく管轄法務局長への訂正許可申請時において、戸籍簿本を添付しているところ、戸籍情報連携システムにより法務局で戸籍簿本の内容を確認できることから、わざわざ添付する必要はないと考える。そのため、対象となる戸籍や関連戸籍を特定できるよう申請書に明記すること、戸籍簿本そのものは添付省略とするのが良い。	個人	法務省	戸籍法第24条第2項に基づき、市区町村長が管轄法務局長に戸籍訂正の許可を求める際には、明文の規定はありませんが、訂正対象戸籍や関係する戸籍の証明書(簿本)を添付いただいています。	戸籍法第24条第2項	対応不可	管轄法務局において、戸籍情報連携システムを利用して関係戸籍を探索する作業には一定の時間を要すると見られることから、迅速かつ円滑な審査のためには関係する戸籍の証明書を添付いただく必要があると考えており、御提案に応じることは困難です。なお、市区町村長が戸籍訂正許可申請書を作成するに当たっては、訂正対象戸籍や関係する戸籍の証明書を収集しているものと承知しており、戸籍訂正許可申請書には既に収集した戸籍証明書等を添付いただければ足りるから、現行の運用が市区町村に大きな負担を課すものとは考えておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
94	令和7年1月23日	令和7年2月18日	9. 「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、在留カードの再交付により在留カード番号が変更になった場合であっても、変更前の番号による照会を可能とする。また、在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会のみが可能とされている照会システムにつき、一括照会を可能とする。	○「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよあるご質問(FAQ)」において、「在留外国人の帰国を促すため、再入国の際の照会には、当該口座が売却され、発給罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずる必要がある」とされている。 ○これに基づき、銀行は、在留外国人の在留期間を顧客管理システム等により管理し、当該顧客に対し、在留期間が更新しない場合は在留期間満了前に照会を解約すること、および在留期間を更新する場合は更新後の在留期間を届出ること等を要請している。 ○しかし、在留外国人が失職や帰国したことにより在留資格を喪失した場合、銀行に在留資格喪失に係る情報が提供されないケースがある。このため、在留期間の定めのある外国人顧客が、在留期間を満了または更新する場合は、預金口座を保有する銀行に対し、当該事項に関して届出を行う、または出入国在留管理庁において、継続的に通知徹底していただきたい。 ○また、2024年6月18日、犯罪対策情報照会が実施した「国民を詐欺から守るための総合対策」において、「帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、犯行に利用される懸念がみられるところ(中略)」を在留期間に基づいた預貯金口座の管理を強化するなどの対策を推進するとされている。 ○こうした中、銀行において、出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」を活用し、在留カード番号の有効性(在留資格の有無)を確認することがあるものの、在留カードの再交付により、在留カード番号が変更になった場合、「在留カード等番号失効情報照会」を活用することができない。「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充、または新たなシステムの構築等により、変更前の番号による照会(在留資格の有無の確認)を可能といただきたい。 ○なお、「在留カード等番号失効情報照会」は現状1件ずつの照会とされているため、複数作業に時間を要している。複数の在留カード等番号につき、一括照会が可能となれば、在留外国人の在留期間管理の効率的な実施が、検察官等要請に対し、法務省は、一括照会(複数の在留カード番号の照会)について検討を予定しており、早期に検討を進めていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	法務省	失効した「在留カード」及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)の番号を確認するための情報を提供しており、当該番号から再交付等新たな番号が付与された場合については対応していません。また、照会は1件ごとに行う形となっており、一度に複数の照会を行うことには対応していません。	出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の14	検討を予定	「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難です。 なお、複数の在留カード等番号の照会については、引き続き技術的な対応の可否やコスト等を確認しつつ、検討を予定しています。	
95	令和7年1月23日	令和7年2月18日	32. 債権差押に依る債権の集中部署への直送の許容	債権差押に関する事務処理を集中部署(事務センター等)で行う金融機関については、裁判所からの債権差押に係る通知(債権差押命令通知書等)を集中部署に直送することを許容する。	○裁判所が発送する債権差押命令通知書等の書類の送付先は、法令上の制限はないものの、債権者が債権差押命令申立書に記載した送達場所に限定されている。預金債権の差押の場合、「送達場所」には、差押対象の預金口座がある金融機関の各営業店の住所を記載するのが通例となっている。 ○債権差押命令通知書が到着する。各営業店において、通知書の内容確認、債務者の特定、差押対象預金の確保等の事務を遂行して実施する必要がある。窓口対応等の通常業務と並行して行われる、営業店での事務負担が大きい。 ○また、このような営業店の事務負担を踏まえ、営業店で受け取った書類をデータ化し、集中部署(事務センター等)に差押手続を継続している銀行があるが、このような銀行でも書類のデータ化が一定の事務負担となっている。 ○以上のような事務負担を軽減し、円滑な債権差押に資する観点から、銀行が裁判所に事前申請等を行うことにより、債権差押命令通知書(集中部署(事務センター等))に直送する取り扱いも認めよう、最高裁判所等において各裁判所へ働きかけてほしい。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	法務省	債権に対する強制執行においては、執行裁判所は、差押命令を第三債務者に送達しなければならないものとされています(民事執行法第145条第3項)。そして、第三債務者が法人である場合には、当該法人に対する書類の送達は、当該法人の営業所または事務所において行うことができるものとされています(民事執行法第20条、民事訴訟法第103条第1項、同項ただし書、第37条)。 債権差押の対象とする差押命令に係る第三債務者の送達場所については、対象となる預金に対する差押を速やかに、かつ、確実に実施できるか等の観点から、裁判所が各金融機関の預金の管理体制等を踏まえて選定しているものと承知しています。	民事執行法第145条第3項等	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、預金債権に係る差押命令の送達場所の選定は、対象となる預金に対する差押を速やかに、かつ、確実に実施できるか等の観点から裁判所の判断となります。 その上で、司法府の自律的判断を尊重しつつ、預金債権に係る差押命令の送達場所選定の前提となる各金融機関の預金の管理体制やこれ踏まえた各金融機関の要望が、各金融機関から各裁判所に適切に提供されるなどして預金債権に対する強制執行が速やかに、かつ、確実に実施されるよう、必要な環境整備に取り組んでまいります。	
96	令和7年1月23日	令和7年2月18日	補助事業について③補助事業の電子化・簡素化	補助事業の諸手続きについて、統一化・電子化・簡素化すること。	すべての補助事業について、デジタル社会の実現に向けた重点計画(2024年6月閣議決定)に則して電子化すること。 申請者の基本情報(会社概要や登記事項証明書等)について、補助事業共通のデータベース等に保存することにより、他の補助事業で汎用できるようにすること。	公益社団法人 リース事業協 会	デジタル庁	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)において、事業者向け補助金申請については、2025年度以降、各省庁において、事業者向け補助金の電子申請対応を原則とする旨記載されています。 デジタル庁では、汎用的な補助金申請システムであるJグランツを運用しています。Jグランツでは、補助制度の公募から交付、その後の実績報告や支払いの手続きまで、全てのプロセスを電子化しており、国や地方公共団体が執行する補助事業で利用が可能です。 また、デジタル庁では、法人・個人事業者が1つのアカウントで様々な事業者向け行政手続システムにログインできるサービスとして、法人共通認証基盤(QE-X)も運用しています。事業者はQE-Xを利用してJグランツにログインすることで、QE-Xで登録した法人名等の情報が自動的に連携され、申請の度に同一の情報を入力する必要がありません。 すべての事業者向け補助金の電子化に向け、補助制度を所管する府省庁へJグランツの利用を促進するとともに、行政士等による代理申請を可能とする新機能の実装等を通じながらJグランツの利便性向上に取り組んでいます。 <参考>「事業者のデジタル化等に係る関係府省庁連絡会議(第6回)」資料3「補助金の電子申請化率向上に向けたJグランツの新機能追加及び取組について」URL:https://www.digital.go.jp/councils/private-business-dx/councils/46505933-4449-492f-9be3-ad9c99b04172		対応	すべての事業者向け補助金申請について原則電子化を目指し、引き続き関係府省庁へJグランツの積極的な利用を促すとともに、システムの利便性向上に向けた機能拡充等に取り組んでまいります。	
98	令和7年1月23日	令和7年2月18日	241123245[3/4]法務省のQ&Aページを整理して、申請書様式を起点とした情報提供を実現する	法務省HPには、登記手続に関するQ&Aページがいくつかある。／総合的な「登記申請を自身でする」と登録されている方からよくある質問、不動産の「不動産登記のよくあるご質問等」、商業の「よくあるご質問等」商業・法人登記に関する「Q&Aページを整理して、不動産と商業の各Q&Aページも、その内容がそれぞれ申請書様式掲載ページと重複している。／どちらが詳しいわけでもなく、ほとんど同じ内容が複数の場所に掲載されているのである。／その結果、情報が無秩序に並んでいて、これを見た申請人は確実に混乱するはずー	ーだ。／一般人を混乱させることが目的ではないかと疑うほど、法務省のQ&Aページには、法務省の意図がいろいろと透けて見えてくる。そして、さらにさらに司法書士等の連絡先が書いてある。「登記申請を御自身ですることを検討されている方からよくある質問」に、司法書士の紹介は必要ないでしょ。／政府が国民に対して行政手続を説明する気があるのなら、次のような方法を提案する。まず、不動産と商業で共通する手続については、総合ページに統合する。／「Q&A(共通)」、「Q&A(不動産登記)」、「Q&A(商業・法人登記)」でタイトルを統一して、内容を明確化する。／そして、それぞれのhtml情報を羅列する方式をやめ、不動産Q&Aのように、質問ごとに個別化する。／FAQ検索システムで検索可能なQ&Aを「各Q&Aページ」に各Q&Aページに個別化が必要ときは、独立したページへのリンクを貼る。「代理権限証明書」が分かれば、クリックして該当Q&Aページへ移動させる。／親切にかしに説明を書き進めるから、自分たちの責任と引き換えに、利用者は意味不明な情報の羅列となるのである。／技術的には、とても簡単。／法務省が自らい理を深掘して毎回たどり着く「費用対効果」を見て見ても、各申請書様式を制度改正があるたびに手作業で説明の修正をするほうがムダである。／そのメンテナンス、にいらなかっているのか。と。／申請書様式の説明には、「代理人が必要な場合は、代理について説明ページ掲載ください」と書いておけない。現在のよう、どこに説明があるか分からないから、申請書様式に全部入りさせる無駄が生じる。	商業登記ケ ン ド	法務省	法務局ホームページには、申請人の利便性の向上等の観点から、登記申請に係るQ&Aや登記申請書の様式を掲載するなどしています。	なし	検討を予定	法務局ホームページについては、見やすさや分かりやすさの向上等のため、令和6年度において掲載方法の見直しを実施したところであり、今後必要に応じて見直しを行うこととしていただいていた御意見は、その検討に当たって参考にさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
103	令和7年2月20日	令和7年3月7日	新旧対照表の規定方法の統一化	内閣法制局等が主体となって、新旧対照表方式による例規改正の規定方法に係るガイドラインを策定公表し、国の機関の規定方法の統一を図る地方公共団体に影響を及ぼせるとおそれる。	現在、府省令以下の例規改正は、一般的に新旧対照表方式によって行われていますが、その規定方法は、各省庁で異なっており、統一が図られていません。また、地方公共団体においても独自の新旧対照表方式が存在し、その規定方法が分かりづらい状況となっています。現状では、新旧対照表方式の解説文書も出版されていない一方で、大手出版社に話を伺ったところ、国の機関の規定方法が統一されていないことにより、出版が難しいとのことです。加えて、一般的な方法がないことから、例規改正システムにおいて新旧対照表の作成を的確に行えず、行政全体においてシステムが遅れ、社会的な損失となっている。については、その是正を図るため、提案するものです。	個人	総務省 デジタル庁	なし	府令(内閣総理大臣が内閣府の長として発する命令をいう。)、省令(各省大臣が発する命令をいう。)、及び規則(内閣府及び各省の長以外の行政機関が発する命令をいう。等の改正に際して用いられている「改正対照表方式」による改正(いわゆる新旧対照表を用いた改正)の表記方法については、当該改正を行う府省令ごとに改正内容を表現するのに適切な表記方法を判断しています。	検討に着手	「改正対照表方式」については、法制事務のデジタル化を推進する観点から、総務省において現行の表記方法のうちデジタル技術に適合的でない表記方法の見直しを検討を推進するとともに、デジタル庁において「改正対照表方式」の表記方法にも対応した条文編集機能の技術実証等を実施しているところである。			
104	令和7年2月20日	令和7年3月7日	証明書の取得について	住民票などの証明書類をマイナンバーカードからいつでも取得できるようにしてほしい。	役所の開庁時間外でもコンビニ証明書類が取れますが、コンビニのない遠隔地でもあり、国外へ急ぎ帰ることも(パスポート申請の戸籍取得など)もあるので、自宅や職場などのインターネット環境とマイナンバーカードがあればいつでも取得できるようにしてほしいです。あ、会社の種類変更や管轄外移転により変更された商号や本店は登記記録区に記録されるため、現に効力を有するものの直前のもの)であっても現在事項証明書には表示されない。第5項は「区及び市町村ごとに整理してなければならぬ」とするけれど、それは「整理して」記載しなければならぬとするだけで、どの区で整理されている情報であるか規定はない。しかし、法令に従って証明書を発行するなら、登記記録区に記録されている商号や本店であっても、「直前」の商号本店として現在事項証明書に記載すべきである。公衆上の観点からも、直前の商号本店を記載するにしても、種類変更や管轄外移転による変更履歴を証明書に記載しないなら、証明書を確認しただけでは、設立年月日当時から商号本店に変更がないものと誤解しかねない。前項提案で指摘したように、証明書の3区分は昭和末期にコンピュータ化した当時の制度設計を現在まで引きずっているだけで何ら合理性がないのに、法務省は09の実績を定めていない。これらで問題が顕在化しなかったのは、そもそも現在事項証明書需要が少なく、どうでもいい制度だったからである。取引の安全と円滑に資することを目的とするなら、現在事項証明書に登記記録を記載して直前の本店商号を公示すべきである。	個人	総務省 法務省	【住民票の写し等のオンライン交付】 マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや所納証明書等を取得することができ、令和7年2月15日時点で1,353市町村、1億1,449万人が利用可能な状況となっています。コンビニ交付サービスの導入に要する経費について特別交付税措置を講じたこと、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。	【住民票の写し等のオンライン交付】 住民基本台帳法第12条 【戸籍証明書等のオンライン交付】 戸籍法施行規則第4章の5	【住民票の写し等のオンライン交付】 検討に着手	【住民票の写し等のオンライン交付】 住民票の写し等のオンライン交付を可能とするについては、他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる予定です。	【戸籍証明書等のオンライン交付】 戸籍法施行規則第4章の5	【戸籍証明書等のオンライン交付】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
107	令和7年2月20日	令和7年3月7日	241207253[4]現在事項証明書に種類変更や管轄外移転前の商号本店を記載する	R4規制改革87提案は、商業登記事項証明書が「現在」「履歴」「閉鎖」の3区分で発行されている現行制度には合理性がなく、必要な情報のみ積極的に取得できるようにすべきとした。これにこれに法務省は「今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。それら(検討を予定)ではないか?」(縦割り)10番回答にはこうした言い回しが多数あり、「対応不可」とした数年前に法改正があれど、ひどいものでは提案を受け付けないのに、提案として改正して自分たちの手柄にする場合もある。67回答のように、「参考に」としなから	「その他」回答をしてお茶を濁すのも、定番になっている。今回はお茶を濁さないように、法令通りに証明書を発行すべきとする提案。商業登記規則30条1項1号は現在事項証明書の記載事項を定め、「商号及び本店の登記の変更に係る事項で取引効力を有するもの直前のものを記載事項」としている。しかし、会社の種類変更や管轄外移転により変更された商号や本店は登記記録区に記録されるため、現に効力を有するものの直前のもの)であっても現在事項証明書には表示されない。第5項は「区及び市町村ごとに整理してなければならぬ」とするけれど、それは「整理して」記載しなければならぬとするだけで、どの区で整理されている情報であるか規定はない。しかし、法令に従って証明書を発行するなら、登記記録区に記録されている商号や本店であっても、「直前」の商号本店として現在事項証明書に記載すべきである。公衆上の観点からも、直前の商号本店を記載するにしても、種類変更や管轄外移転による変更履歴を証明書に記載しないなら、証明書を確認しただけでは、設立年月日当時から商号本店に変更がないものと誤解しかねない。前項提案で指摘したように、証明書の3区分は昭和末期にコンピュータ化した当時の制度設計を現在まで引きずっているだけで何ら合理性がないのに、法務省は09の実績を定めていない。これらで問題が顕在化しなかったのは、そもそも現在事項証明書需要が少なく、どうでもいい制度だったからである。取引の安全と円滑に資することを目的とするなら、現在事項証明書に登記記録を記載して直前の本店商号を公示すべきである。	商業登記センター	法務省	持分会社の種類の変更の登記においては、持分会社の種類を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならぬとされています。また、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の移転先地における登記においては、本店を移転した旨及びその年月日等を登記しなければならぬとされています。なお、現在事項証明書には、現に効力を有する登記事項並びに会社の商号及び本店の登記の変更に係る事項で現に効力を有するもの直前のものを記載するものとされています。	商業登記法第53条、第104条、商業登記規則第30条第1項	事実確認	登記記録区に記録されている「会社の種類を変更した旨の登記」及び「本店を移転した旨の登記」は、会社の商号及び本店の登記の変更に係る事項に該当しないことから、前提案の内容についての対応は不承と考えます。			
108	令和7年2月20日	令和7年3月7日	241207254[4]国が汎用証明書発行機を開発し、証明書発行事務を省力化。手数料を値下げする	縦割り110番には、住民票や戸籍簿本がコンビニ端末で取得できるように、法務省の登記事項証明書や印鑑証明書とコンビニ端末で取得できるようにすべきであるとの意見がたびたび出されている。これに対して法務省は、決まり文句として、「引き続き検討を行います」と回答する。行政手続の利便性向上させる手段として、コンビニ端末の利用は望ましい。しかし本質的な問題は、各行政機関の行前証明書の発行機を投資して、そこであらゆる証明書を発行できるようにすべきではないか?法務省の「請求だけ端末でして職員が作成・交付する」なんちゃって請求機ではなく、一貫して自動するコンビニ同等の端末を行政機関でも設置すれば	「いい、法務省の乙号事務委託費は東京都だけで年間30億円以上かかっているから、端末を開発して手続を自動化しても充分にペイするだろう。発行コストの低下は証明書手数料のさらなる値下げ原資となって、利用者負担を軽減する。国が証明書発行機を開発するメリットは委託費削減するだけではない。証明書発行の利便性を全面的に行政機関に投資することで、どこでも証明書取得を可能にする点にある。コンビニ端末が市町村のデータを取得して証明書を発行できるなら、国の端末も市町村のデータを取得できることになる。そうすると、法務局に設置した端末で住民票や個人の印鑑証明書を取得できるように、国の端末も市町村にインストールして、市町村で必要な登記事項証明書を取得することができる。端末を設置した市町村自体も住民に対する証明書の発行事務を自動化できるため、職員の作業負担を軽減しコスト削減を進めることができる。コンビニ端末では端末使用料が発生するから有償の住民票や印鑑証明書等に限られるけれど、内部で管理する端末であれば、行政区域変更による証明など無料の証明書の発行まで無人化できる。そして、これらの証明書は市町村相互間の費用精算により、これまで郵送申請で対応していた事務も自動化が可能になる。政府は添付書類削減や発行手続のオンライン化を進めているけれど、実用として証明書需要がなくなる以上、発行手続の自動化も同時に進め、行政事務の効率化と行政サービスの向上を目指すべきである。端末を行政機関に設置すれば、民間取引の証明書利用に際して、どの行政機関でも取得できるメリットが生じる。	商業登記センター	法務省	登記事項証明書や印鑑証明書(以下「登記事項証明書等」という。)の交付を請求する場合には、手数料を納付して、申請所に必要な事項を記載し、①最寄りの登記所に直接持参する方法、②登記所に申請書を郵送する方法、③インターネットを利用してオンラインより交付請求する方法があります。	不動産登記法第119条、第144条、商業登記法第10条、第12条、第13条、商業登記規則第19条、第22条、登記手数料令第2条、第3条、第10条	検討を予定	登記事項証明書等の発行手続の自動化等の証明書発行事務の省力化については、関係法令における制度の趣旨や利用者の利便性向上の観点等を踏まえて、費用対効果を考慮しつつ、慎重に検討を行ってまいります。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
109	令和7年2月20日	令和7年3月7日	国家公務員の勤務実態の把握の精緻化、強化(番号47関係)	勤務実態把握の精緻化のための人材システムの改修の実施について	Web調査は、回答者の記憶や主観に依存するため、客観的なデータに基づいた分析に比べ、正確性が劣る可能性があります。特に国家公務員の勤務実態の把握、勤務間インターバルが取れないことなどの改善策を検討する際には、より信頼性の高いデータ収集が不可欠と考えます。この点について、人材システムの活用を再考いただけませんか(人事院庁務)。 システム改修には費用がかかることから、試験導入や部分的な活用(例えばシステムが整備されている職場のみの適用)であれば、初期コストを抑えつつ、効果を検証することが可能ではないでしょうか(このような限定的なアプローチについてもご検討いただけませんか(デジタル庁務))。 他の省庁や民間企業では、PCのログ記録を活用した勤務時間管理が進んでいる例も見られます。これらの成功事例を参考に、人材システムの改修または代替案の実施を再検討いただければ幸いです(人事院庁務、デジタル庁務)。 以上、ご検討いただけますようお願い申し上げます。	個人	人事院 内閣官庁 デジタル庁	勤務間のインターバル等Web調査は、常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象とし、昨年5月及び6月の計2回行ったものです。同調査は常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象としておりますが、システムの課題を含め各職場における勤務時間管理の方法は様々です。対象職員全員がシステムで勤務管理をされている訳ではなく、職場によっては、職員に個人IPの管理をしていない場合もあります。システムを導入している職場であっても、終業時刻と始業時刻の間の時間数(インターバルの時間数)を算定する機能はなくシステム改修を要するため、システムよりの集計は困難との意見も多くの届いたところですが、これらの点を踏まえ、Web調査形式としたもので、地方、現在、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の人事管理情報のデジタル化について、人事院・内閣人事局・デジタル庁が連携し、検討を進めています。今後、同様の調査を実施する場合には、その時点におけるシステムの整備状況等を踏まえ、適切な調査方法を検討することとなります。	デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおりです。
110	令和7年2月20日	令和7年3月7日	映像送信型風俗特殊営業の届出の届出における事務所要件の廃止	映像送信型風俗特殊営業の届出における「営業の本拠となる事務所」の所在地提出義務を廃止し、代わりに「サイトURL」のみを届出事項として認める制度変更を提案します。営業の本拠を「事務所」とする規定は、営業実態と乖離しており、現行目的を達成する上で必須ではありません。適法な営業を促進し、公平な環境を整えるため、制度の見直しをご検討ください。	現行制度において「サイトURL」が既に届出事項に含まれているにもかかわらず、「営業の本拠となる事務所」の所在地の提出義務が事業者にとって不都合な負担を課しています。特に、賃貸物件に住む個人事業主は、事務所として使用するために物件オーナーから許可を得る必要がありますが、許可を得られないケースも多く、別物件を契約する負担もコストが発生します。この結果、適法な営業を諦める事業者が増加し、法令遵守が妨げられる事態を生んでいます。 さらに、風俗営業35条では、警察職員が立ち入り可能な営業所から映像送信型風俗特殊営業の事務所が設置されていること、かつ「営業の本拠となる事務所」の所在地提出が必須である法的・実務的な理由は乏しく、制度の現状に矛盾があることが分かります。 本提案では、「事務所所在地」の提出義務を廃止し、「サイトURL」を中心とした営業実態の把握を求めます。この見直しにより、法令遵守を促進し、公平で効率的な規制が可能となることを期待しています。ぜひご検討をお願いいたします。	個人	警察庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の7第1項において、映像送信型風俗特殊営業を営むとする者は、事務所所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならないと規定されています。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称 三 事務所所在地 四 第二条第八項に規定する映像の伝送の用に供する電気通信設備(自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。))を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝送の用に供する部分(以下、電気通信設備の部分と称す。))を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝送する際に用いるもの 五 前号に規定する場合における自動公衆送信装置が他の者の設置するものである場合にあつては、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名又は名称及び住所	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項	対応不可	映像送信型風俗特殊営業について事務所への立入りに関する規定が設けられていないのは、 ・映像送信型風俗特殊営業の事務所には客が出入りしないこと。 ・ゆえに、事務所の構造設備の基準や事務所において遵守すべき事項に関する規定を設けなかったこと。 に鑑み、営業を営む者に対して無用の負担をかけることを避ける趣旨から、設けられていないものです。 一方、映像送信型風俗特殊営業については、都道府県公安委員会がその営業実態を把握した上で、必要な指導等を行うために、これを営む者に対して届出義務を課しています。かかる規制の目的を達成するため、営業の本拠となる事務所所在地の把握は必要不可欠であり、これを届出事項から削除することはできません。
111	令和7年2月20日	令和7年3月7日	241214Z58[4/4]共同形成財産登記制度を創設し、費用負担していない家族の権利を公示する	R5行政改革49提案は、夫婦が不動産を購入して夫の将来にわたる収入で債務を弁済する場合に実質的に夫婦の共同財産でありながら夫単独で登記するのは不合理であるから、借主もどきの共同形成財産登記制度を創設して妻の権利を登記すべきであるとしたものである。「預託の制度」は「夫婦間贈与の持戻し免除」があるけれど、悉く受贈者が先に死亡すれば贈与以前と同じ問題が生じ、救済の意思の推定という救済の仕組みを、争い解決の経路まで顕在化する。即、贈与者の意思に依らず、仮、登記されるまで無断処分リスクが限り、大、非婚カップルは利用できず、七、相続よりも相続上の不利らしい、「こんな中途半端ではなく、権利取得→	→当初から共同形成財産として登記できるようにし、妻の権利を保護すべきである。／これに対して法務省は、「対象とされている権利の内容が明らかではなく、対応は困難です。」と回答した。／縦割り110番は政府に改善を求める制度であつて、提案者が政府に政策のプレゼンをする場ではない。／なぜこの提案だけ「メール」が上がるのか?／「権利の内容を「明らか」にしてもらう。／まず、共同形成財産登記は所有権そのものではなく、所有権移転や担保権設定等の登記申請において、財産共同形成者の同意を要する制度とする。／潜在的な持分を有しているが、無断で処分できないようにする。／財産共同形成者は、原則として当該建物に居住する権利がある。「配偶者居住権」のように、配偶者であることも、死亡後である必要もない。／またとは、借地権の対抗要件は建物登記とされているが、判例では、建物登記は借地権と同一名義でなければならぬ。／では、親の借地に子が、或いは夫の借地に妻が家を建てた場合、直接の費用負担をしていない借地権者は、対抗要件を備える法的な点のような登記が可能なのか?／夫の借地に妻が家を建て、夫が死亡した場合、妻から夫へ配偶者居住権を認めても対抗力にならないだろう。／借地権を失ふは、配偶者居住権は他に備った質である。／すなわち、法務省が考案した配偶者保護制度では、取りこぼされる家族が多発生してしまう。／それは、贈与推定制度によって無戸籍問題が生じたように、司法書士への誘導政策によって相続登記未了問題が生じたように、政府の政策的な失敗である。／多様な家族、多様な財産形成に対応できる登記制度にすべきではないか?	商業登記センター	法務省	現行法において、夫婦の一方の不動産は単独所有のものとして登記され、夫婦の共有に属する不動産は共有のものとして登記されます。御提案の共同形成財産登記制度というものはありません。	なし	対応不可	ある不動産が夫婦の共有なのであれば、共有登記をすれば足ります。また、夫婦の一方が単独で不動産を所有している場合において、夫婦関係悪化時等に当該不動産が単独処分されることで他の財産分与請求権が害されるおそれがあるようときは、民事保全手続による当該不動産の取差押え等が認められる可能性があります。 仮に、御提案の趣旨が、夫婦の一方の単独所有の不動産について、夫婦の他方が離婚時の財産分与や相続によって当該不動産の全部又は部分を取得する可能性があるという「期待」を公示する制度を設けるべきであるという趣旨であれば、「権利を公示する」という登記の趣旨に適しません。 また、仮に、そのような「期待」を客体的な効力を有する権利と扱うべきであるという趣旨であれば、将来的において実際に財産分与や遺産分割によって当該不動産に関する権利を取得することになるか否かは不明である以上、そのような「期待」に何らかの法律効果を与えるのは困難です。 御提案に係る問題意識は、本来は夫婦共有で取得したいにもかかわらず、ローン審査等の様々な事情のために夫のみの単独所有とせざるを得ない場合があるという点にあるように思われます。仮にそうだとすれば、例えば、ローンの場合には銀行と債主の間における契約自由の問題であり、何らかの規制に係るものとはいえません。
112	令和7年2月20日	令和7年3月7日	戸籍の振り仮名に係るホームページに関連詐欺被害防止の内容を盛り込むこと	戸籍の振り仮名に係るホームページの戸籍の振り仮名制度を導入するにあたって発生し得る詐欺や架空請求に対する注意喚起を盛り込む。対応する注意喚起の内容の中に、届け出をなくとも罰則や過料の対象にはならない旨、明記する。	新しい制度が施行されると必ずそれを利用した特殊詐欺が発生することから、法務省として被害が発生しないように広報する必要があるため、被害が生じてから低報するようではいけないので、早期に対応をお願いしたい。	個人	法務省	法務省特設ホームページ(https://www.moj.go.jp/MNJI/furigana/index.html)に注意喚起のスクリーン及び詐欺防止のフライヤーを掲載しているほか、当省からの依頼により、警察庁ホームページ(https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/250110/02.html)、消費者庁ホームページ(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer/policy/caution/caution_040)にも同様の掲載がされています。また、法務省特設ホームページに掲載している「よくあるご質問」に、届出をなかつたとしても罰則や罰金がないことを明記しています。	なし	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
113	令和7年2月20日	令和7年3月7日	子育て等による時短勤務者等をサポートした職員に支給する手当を新設する。	子育てや介護を理由として時短勤務をしている者や育児休業等の休業をしている職員をサポートする同僚職員に手当を支給したり、人事評価で高い評価を与える制度を作る。	子育てや介護をする職員に対する休業等が求めたのは大変なことですが、このような職員をサポートする同僚職員が受け取る恩恵が全くなく、非常に不平等な環境となっています。現場は、人事院や内閣人事局が定員を増やすことをしないため、ただでさえ離職者の増加等で手が足りない状況なのに、子育て等で時短勤務者のサポートまでしている状況で、業務を維持するのに手いっぱいです。 緩和110番のNo.42の提案でも明らかなように人事評価が適切に行われていないので、時短勤務者や育休者等をサポートしても何ら評価されないため、給与も増えず、昇進もせず、働く意欲が低下し、時短勤務者等に対する不満が充満する劣悪な環境となっています。 この対策として、民間企業のように時短勤務者や育休者等をサポートした同僚職員に対して手当を支払う制度を新設し、かつ、人事評価でも時短勤務者や育休者等をサポートした職員を必ず高く評価することを義務付ける適速を出していただきたい。時短勤務者・育休者をサポートする同僚が恩恵を受けられるようになり、職場環境が大きく改善します。よろしくお願ひします。	個人	人事院 内閣官房	【猶手当について】 時短勤務者等をサポートしていることをもって支給される手当はありませんが、時短勤務者等のサポートを行う方について、人事評価結果の適切な活用により、昇給や、勤続手当により処遇することが可能です(職員の給与その他の人事管理は、人事評価に基づき適切に行われなければならないとされています)。また、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、現に勤務した場合には、その勤務時間に基づき超過勤務手当が支給されます。 【人事評価について】 人事評価においては、「人事評価の基準、方法等について」(平成21年3月6日付総務省人事・労務給付通知)において、事績評価を行うに当たっては、目標の達成状況等が職務遂行に起因しない事由により影響を受けている場合には、その事由を適切に勘案するなど、職務遂行の過程も考慮に入れて評価を行うこととされています。また、「国家公務員の男性職員による育児・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月21日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、以下のとおりとされています。 ・男性職員が育児に伴う休暇・休業を取得するに当たって、業務を分担すること等により、休暇・休業中の業務の円滑な遂行に貢献した職員については、人事評価においても適切に評価することとする。 ・女性職員についても、本方針を参考に、休暇・休業中の業務運営の確保など、育児に関する両立支援制度のより円滑な活用につながるような環境の整備をさらに進めていくことが求められる。	【猶手当について】 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号) 【人事評価について】 人事評価の基準、方法等について(平成21年3月6日付総務省人事・労務給付通知) ・国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針(令和元年12月21日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定) ・「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定める標準的な取組及び人事評価の実施について(依給)「令和2年1月31日付内閣官房内閣人事局人事政策統括官通知」	【猶手当について】 制度の現状欄に記載のとおり、時短勤務者等のサポートを行う方については、人事評価結果の適切な活用により、昇給や、勤続手当といった既存の手当により処遇することが可能です。なお、業務サポートにより超過勤務が生じる場合は超過勤務手当が支給されるなど、勤務実績に応じた既存の手当の支給がなされることとなります。 【人事評価について】 人事評価については、育児休暇・休業中の業務の円滑な遂行に貢献した職員について、当該貢献を適切に評価するよう、引き続き、周知徹底を図り、適切な運用を進めてまいります。	現行制度下で対応可能	
114	令和7年2月20日	令和7年3月7日	241228266[4/4]国・地方共通相談チャットボット「Govbot」の質問を総務省が全部作る	国・地方共通相談チャットボット「Govbot」を使ってみた。各テーマごとに合計1300の質問を用意しているとか。大分類、中分類、小分類と選択していくと、個別質問にたどり着く。知りたい項目がなければ(の中にはない)を選択し、チャットが終了する。これをチャットボットでやる意味が分からない。分野ごとの質問を遊ぶだけなら、各府庁HPでやればいい。不動産登記の質問なんて、HPのQ&Aを抜き書きしただけだ。政府が総合的な質問を受け付けるなら、「子育て」項目のように、各行の枠を超えた分野横断的なQ&Aを実現すべきではないか? /たとえば、政府が進める「死亡・相続ワンストップサービス」のオー	一環として、相続が発生した場合に必要な各種手続を一元的に大分類としてまとめた、相続税、不動産登記、年金等の中分類、各手続のプロセスを順を追って小分類とすればいい。これにより、何をすればよいか素人でも分かるようになるし、行政機関も相談業務として基本的な説明をする手間が省ける。また、不動産登記では、利用者の目的である登記ごとに分類しなければ意味がない。たとえば、次分類は「住居変更」「贈与」「相続」などとし、中分類で「申請方法(オンラインや郵送など)」、「申請書の書き方」、「必要書類」等、小分類で「オンラインソフトの設定方法」や「登記の目的の書き方」等に小分けする。申請人の立場から、当然にそのような分類を望むだろう。登記個別情報とは何か、「原本送付請求はどするの?」についてを知りたければ、最初からGoogleで検索しているから。法務省は長年、相談業務を続けているのに、なぜ申請目録で情報を分類できないのか? /相談/ノウハウが全然蓄積されていない。究極的には相談業務の完全代替を目指すべきであるのに、意図的に分けられ、この代替を阻止しようとしているのではないか? /チャットボットを総務省が行政相談の一環としてやるなら、回答を省庁に丸投げせず、総務省が行政相談事例から素人目録の質問を組み立て、デジタル庁がその回答をAIで生成できるようにすべきだろう。この側面が性大であればあるけど、今後のメンテナンスコストは膨大になり、どこかの時点で放棄せざるを得なくなるから。最終的には、RS.7.22に提案してスルーされた「申請書様式をAIで生成する」の内容に行き着くと思う。	商業登記ゲ ロン	総務省 デジタル庁	国・地方共通相談チャットボットは、住民の利便性の向上、自治体の負担軽減等を図るため、各府省等の協力を得て、国の行政機関や地方公共団体等と共通して寄せられる子育て、マイナンバー、医療保険、税、年金、不動産登記、戸籍などの国の様々な制度等に関する質問について、国が一定程度統一的に回答できるように対応したチャットボットとして令和6年3月28日に総務省とデジタル庁が連携して提供を開始したものです。	なし	対応	令和6年12月から、国・地方共通相談チャットボットに生成AIを効果的に活用できるように実証を行っており、令和7年3月末を目途に一定の成果を得る予定です。また、令和7年3月末には複数の行政分野に関するFAQの追加を予定しております。今後も引き続き、利用者の方からのフィードバックや地方公共団体等からの意見を踏まえ、国、自治体の双方により利便性を実感してもらえるよう、さらなる分野の拡充やFAQの充実、利用者目録での機能改善を進めてまいります。	